

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の 在り方に関する研究会報告書

平成 24 年 8 月 3 日

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の
在り方に関する研究会

目次

I	はじめに	1
II	障害者の雇用を取り巻く状況	1
III	障害者雇用促進制度における障害者の範囲	2
1	障害者雇用促進制度における障害者の範囲	2
2	就労の困難さに視点を置いた見直しの検討	3
IV	雇用率制度における障害者の範囲等	4
1	雇用義務制度の趣旨・目的	4
2	精神障害者について	5
	（1）精神障害者に関するこれまでの議論	
	（2）精神障害者の雇用状況等	
	（3）精神障害者の雇用義務化	
3	その他の障害者について	8
	（1）その他の障害者に関するこれまでの議論	
	（2）その他の障害者の雇用状況等	
	（3）その他の障害者の雇用支援策の今後の在り方	
V	雇用率制度に関するその他の論点	10
1	重度障害者の範囲とダブルカウント制度について	10
2	特例子会社制度について	10
3	その他	11
VI	おわりに	12

【参考資料】

- 1 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会開催要綱
- 2 障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会開催状況
- 3 関係者からのヒアリング
- 4 障害者雇用に関する事業所アンケート
 - （1）調査概要
 - （2）調査結果
 - （3）調査票
- 5 障害者雇用促進法における障害者の範囲
- 6 障害種別の施策一覧
- 7 精神障害者の雇用を取り巻く状況
- 8 特例子会社制度の概要
- 9 他の主な法律における障害者等の定義

I はじめに

- 企業の障害者雇用への理解の進展、障害者の就労意欲の高まり、就労支援機関等地域の支援体制の充実等を受け、近年障害者雇用は拡大を続けている。平成 23 年度は民間企業における障害者雇用者数、ハローワークにおける新規求職申込件数、就職件数などについて前年に引き続き過去最高を更新しているところである。
- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革を行うため、平成 21 年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」が閣議決定により設置された。その下で、障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が平成 22 年 1 月から開催され、障害者施策の推進に関する事項について議論が行われ、6 月に第一次意見がとりまとめられ、これを踏まえ、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定された。
- 閣議決定において、労働及び雇用分野については、「障害者雇用促進制度における「障害者」の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。」、また「障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、いわゆるダブルカウント制度の有効性について平成 22 年度内に検証するとともに、精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。」との検討事項が挙げられている。
- こうした中、本研究会では、(1)障害者雇用促進制度における障害者の範囲について、(2)雇用率制度における障害者の範囲等について、(3)雇用率制度に関するその他の論点について、平成 23 年 11 月からこれまで 9 回にわたって議論を重ねてきた。検討の過程において、障害者の雇用の実態を把握するため、障害者の雇用に関する事業所アンケートを実施するとともに、障害者団体や就労支援機関からヒアリングを行った。このたび、検討結果をとりまとめたので報告する。

II 障害者の雇用を取り巻く状況

(障害者の雇用状況等)

- 障害者職業紹介状況によれば、新規求職申込件数が平成 23 年度は 148,358 件と 18 年度と比べて 43.2%増加し、就職件数についても 59,367 件と 35.0%増加し、平成 22 年度に引き続き過去最高を更新している。
- 障害種別にみると、新規求職申込件数については、すべての障害種別で増加しており、身体障害者が 67,379 件（対 18 年度比 8.3%増）、知的障害者が 27,748 件（同 28.4%増）、精神障害者が 48,777 件（同 157.8%増）、その他の障害者が 4,454 件（同 397.7%増）となっており、特に精神障害者及びその他の障害者の増加が著しい。
- また、障害者雇用状況報告によれば、平成 23 年 6 月 1 日現在の雇用障害者数は

366,199.0 人と 8 年連続で過去最高を更新しており、平成 18 年 6 月 1 日現在と比べて、29.1%増加している（雇用障害者数については、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者についてはダブルカウント、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については 0.5 カウントとしている。以下同じ。）。また、実雇用率についても 1.65%と 18 年と比べて 0.13 ポイント上昇している。

- 障害種別にみると、身体障害者が 284,428.0 人（対 18 年比 19.4%増）、知的障害者が 68,747.0 人（同 57.8%増）、精神障害者が 13,024.0 人（同 579.2%増）となっている。雇用障害者に占める身体障害者の割合が最も高い（77.7%）が、知的障害者と精神障害者の増加率が高い状況となっており、知的障害者については 15.4%(平成 18 年)から 18.8%(平成 23 年)、精神障害者については 0.7%(平成 18 年)から 3.6%(平成 23 年)と、雇用障害者に占める割合が高まっている。
- 地域の就労支援機関による支援も増加しており、例えば、障害者就業・生活支援センターは平成 24 年 3 月末現在、全国 313 カ所設置され、平成 19 年 3 月末と比べて 203 カ所増加している。平成 23 年度の 1 センター当たりの登録者は、303 人（対 18 年度比 49.4%増）、うち精神障害者は 85 人（同 101.8%増）、その他の障害者は 16 人（同 119.2%増）となっており、登録者全体に占める精神障害者及びその他の障害者の割合が高まっている（同 9.0 ポイント増）。
- また、地域障害者職業センターの平成 23 年度の支援対象者は、30,857 人（対 18 年度比 17.8%増）となっており、うち精神障害者は 10,278 人（同 82.9%増）、その他の障害者は 6,807 人（同 84.2%増）となっており、支援対象者全体に占める精神障害者及びその他の障害者の割合が高まっている（同 19.8 ポイント増）。

Ⅲ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲

1 障害者雇用促進制度における障害者の範囲

（障害者雇用促進法等における障害者の定義）

- 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）における障害者とは、「身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」（第 2 条第 1 号）と規定されており、身体障害者、知的障害者、精神障害者以外でも、例えば、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても障害者雇用促進法の各種職業リハビリテーションの措置の対象となっている。
- 一方、他の法律においては、それぞれの法律の趣旨・目的に沿って、法の対象である障害者の定義を定めているところである（参考資料 9 参照）。近年では、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）が平成 23 年 8 月に改正され、障害者の定義については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の

機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。」とされたところである。

(障害者雇用促進制度における障害者の範囲について)

- 現在の障害者雇用促進法における障害者については、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、例えば、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても障害者雇用促進法の対象に含まれていることから、本来対象とすべき者が障害者とされていると評価できる。
- 障害者雇用促進制度における障害者の規定については、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害」を「障害」とする等の障害者基本法の改正を踏まえた表現とすべきとの意見もあり、対象の曖昧さを排除する観点から、対象の明確化等について法制的な検討を行い、必要な見直しを行うことも考えられる。

2 就労の困難さに視点を置いた見直しの検討

(検討の経緯)

- 平成 22 年 6 月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、「障害者制度改革の基本的考え方」として、「日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。」とされた。
- この「障害者制度改革の基本的な考え方」の下、労働分野において、「障害者雇用促進制度における「障害者」の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、平成 24 年度内を目途にその結論を得る。」とされている。

(就労の困難さに視点を置いて見直すことについて)

- 障害者雇用促進制度の対象となる障害者は、就労の困難さに視点を置いて判断し、それぞれの障害者の状況に応じたきめ細かな支援を実施することが重要である。
- 就労の困難さに視点を置いた判断を行うに当たっては、心身機能・構造上の損傷といった医学モデルと社会環境といった社会モデルのどちらか一方の観点では十分ではなく、双方の観点をもって判断されることが必要である。ただし、就労の困難さは障害特性により多様であることに加え、企業の職場環境や本人の希望職種、就職前後又は就職後の時間的経過等によっても異なるものであるため、判断のための一律の基準を作るのは困難である。
- 一方、現在の障害者雇用促進法においては、医学的判断に加え、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、就労の困難さに視点を置いたも

のとなっていると評価できる。

- なお、障害者であることを判断するにあたっては、まずは個人の特性等の把握が重要であるため、現在の方法を基本としつつ、就労の困難さという観点からの判断の精度を高める工夫を行うことが必要である。
- 具体的には、心身機能・構造上の損傷に関する医学的判断を医師の診断書、意見書等により確認し、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」について支援機関の担当者等からの情報も参考にしながら判断することが重要である。
- また、就労支援や職場定着の段階における必要な支援については、本人の意向を尊重しつつ、ハローワーク、支援機関、医療関係者、企業など関係者が一同に会し、どのような支援が必要かについて話し合う場を設けるなど、関係者間の連携が重要である。

IV 雇用率制度における障害者の範囲等

1 雇用義務制度の趣旨・目的

(雇用義務制度の変遷)

- 雇用義務制度は、昭和 35 年の法制定時に身体障害者を対象とした努力義務として創設され、昭和 51 年の改正により、法的義務へと強化された。また、昭和 62 年の改正により、知的障害者に対する雇用率の適用に関する特例（実雇用率の算定特例）が設けられ、その後、平成 9 年の改正により知的障害者に係る雇用率制度上の取扱いが法的に整備され（雇用義務化）、その算定基礎に知的障害者を含む障害者雇用率が設定された。さらに、平成 17 年の改正により精神障害者に対する雇用率の適用に関する特例（実雇用率の算定特例）が設けられた。

(雇用義務制度の趣旨・目的について)

- 雇用義務制度は、雇用の場を確保することが極めて困難な者に対し、社会連帯の理念の下で、すべての企業に雇用義務を課すものである。したがって、企業が社会的な責任を果たすための前提として、①企業がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることが必要であり、また、②対象範囲は明確であり、公正、一律性が担保される必要がある。
- なお、その他、関連する意見として、雇用義務の前提となる雇用環境の整備については、完全に整備されることを待つことは現実的ではない、障害者と一緒に働く中で障害者雇用への理解が進み、さらに雇用拡大が進むのではないかとの意見もあった。
- 他方、対象範囲の検討にあたっては、各企業が障害者を適切に雇用管理できるようにするためにも企業の状況・実態等に基づく慎重な検討が必要であり、事業主の必要以上の負担や健常者の雇用への影響といった視点も必要であるとの意見もあった。

2 精神障害者について

(1) 精神障害者に関するこれまでの議論

- 精神障害者の雇用義務化については、平成9年に知的障害者が雇用義務化されて以降、継続的に議論がされてきた。平成14年1月の労働政策審議会意見書において、「精神障害者についても、今後雇用義務制度の対象とする方向で取り組むことが適当と考えられる。」とされ、平成16年12月の同意見書では、「将来的にはこれを雇用義務制度の対象とすることが考えられる。」とされたが、「現段階では、このような企業の社会的責任を果たすための前提として、精神障害者の雇用に対する企業の理解と雇用管理ノウハウの普及を図り、精神障害者の雇用環境をさらに改善していく必要がある。」とされ、雇用の促進を図るために平成18年度から実雇用率の算定特例が設けられた。
- また、平成22年6月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、「障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、・・・精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。」とされた。

(2) 精神障害者の雇用状況等

①雇用状況の変化

- ハローワークにおける精神障害者の新規求職申込件数は年々増加しており、平成18年度18,918件から平成23年度48,777件と2.6倍となっている。障害者全体の新規求職申込件数に占める割合は、18.3%から32.9%と増加している。
また、就職件数については、平成18年度6,739件から平成23年度18,845件と2.8倍となっている。障害者全体の就職件数に占める割合は、15.3%から31.7%と増加している。
- また、毎年6月1日現在の従業員56人以上企業で雇用されている障害者の雇用状況報告によると、初めて報告の対象となった平成18年度の精神障害者の雇用障害者数は1,917.5人（うち短時間543人）であったが、平成23年は13,024.0人（うち短時間3,972人）と5年間で6.8倍となっている。

②企業の意識の変化

- 本研究会で実施した事業所アンケート（有効回答数：432事業所、平成23年12月）の結果の概要は次のとおりであった（参考資料4参照）。
 - ・ 精神障害者については、62事業所（14.4%）で116人（採用前精神障害者¹：36事業所（8.3%）で70人、採用後精神障害者²：34事業所（7.9%）で46人）が雇用されていた。前回調査（平成15年2月）では、精神障害者を雇用している事業所は415事業所中45事業所（10.8%）、採用前精神障害者を雇用している事

¹ 採用前精神障害者…採用時点ですでに精神障害者であって、会社としてそれを承知の上採用をした者

² 採用後精神障害者…採用後に精神障害者になったか、採用後に精神障害者であることを会社として知った者

業所は7事業所（1.7%）であり、精神障害者、特に採用前精神障害者を雇用している事業所の割合が増加している。

- ・採用前精神障害者の雇用経験のある47事業所において、精神障害者を雇い入れた時の主なきっかけは「精神障害者が雇用率の算定対象になった（法定雇用率を達成するため）」が最も多く20事業所（42.6%）であった。
- ・精神障害者の職務遂行面・職場適応面の評価としては、ほとんどの項目で、精神障害者の雇用経験がある事業所の方が、障害者の雇用経験がない事業所に比べて、「問題あり」と回答した割合が低くなっており、例えば「総合的に見て」という項目では、「問題あり」とした割合が精神障害者の雇用経験がある事業所では22.8%であるのに対し、障害者の雇用経験がない事業所では48.2%であった。
- ・今後の精神障害者の雇用方針としては、「積極的に取り組みたい」「ある程度仕事の出来そうな人が応募してくれば雇うかもしれない」と回答した事業所は合わせて142事業所（32.8%）であり、前回調査72事業所（17.4%）に比べてその割合が増加している。また、「雇用したくない」と回答した事業所の割合は、前回調査の32.5%から28.7%に減少し、「支援や情報提供が充実しても雇いたいとは思わない」と回答した事業所は14.6%となっている。

③雇用支援策の変化

- 精神障害者の雇用支援策については、昭和60年代に職業リハビリテーションサービスの対象とされて以来、順次、障害者雇用促進法等に基づく施策の充実が図られてきている。ハローワークなどにおける支援、助成金等の精神障害者の雇用促進のための施策メニューは、平成4年が5、平成14年が12、平成24年には21と着実に増加し、主な支援施策の実績も大幅に増加している（参考資料7参照）。
- 近年の状況としては、平成17年の法改正により、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の所持者）に対する実雇用率の算定特例が設けられた。また同年10月から、地域障害者職業センターにおいて精神障害者総合雇用支援が開始され、うつ病等で休職し、職場復帰を目指す者を対象にしたリワーク支援プログラムが本格実施された。
- 平成20年度からは、ハローワークにカウンセリングスキルの高い精神保健福祉士等の資格を有する精神障害者就職サポーター（平成23年度～精神障害者雇用トータルサポーターに改称・業務拡充）が配置され、精神障害者の障害特性を踏まえ、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」が創設された。また、平成22年度には精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する「精神障害者雇用安定奨励金」、平成23年度には「職場支援従事者配置助成金」が創設された。
- 地域の就労支援機関においても、精神障害者の利用者が増加し、例えば、障害者就業・生活支援センターの精神障害者の登録者数は4,654人（平成18年）から25,262人（平成23年）、地域障害者職業センターの利用者数は5,620人（平成18

年)から 10,278 人(平成 23 年)に増加するなど、地域での就労支援を受ける精神障害者が増加してきているところである。

- 精神障害者の雇用への理解促進のための周知・啓発としては、働く障害者からのメッセージ発信事業(ブロック別セミナー)が実施されているほか、精神障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に、雇用促進のための取組を委託し、ノウハウを構築するモデル事業が実施(平成 21~22 年度)され、平成 23 年度からは取組状況を紹介する事例集の作成、ブロック別セミナーが実施されている。また、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構では、精神障害者の雇用促進に向けた技法や調査研究の成果をガイドブック等にまとめ、企業等に配付し、就労支援・雇用管理ノウハウの普及を図っている。(参考資料 7 参照)

(3) 精神障害者の雇用義務化

(精神障害者の雇用義務化に関するこれまでの議論)

- 精神障害者の雇用義務化については、(1)に記載したとおり、これまでも継続的に議論がされてきたが、平成 16 年 12 月の労働政策審議会意見書では、「将来的にはこれを雇用義務制度の対象とすることが考えられる。」とされ、「現段階では、このような企業の社会的責任を果たすための前提として、精神障害者の雇用に対する企業の理解と雇用管理ノウハウの普及を図り、精神障害者の雇用環境をさらに改善していく必要がある。」とされていた。

(精神障害者の雇用義務化について)

- (2)のとおり、精神障害者に対する企業の理解の進展や雇用促進のための助成金や就労支援機関における支援体制の強化等の支援策の充実など、精神障害者の雇用環境は改善され、義務化に向けた条件整備は着実に進展してきたと考えられることから、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当である。
- 義務化の意味合いは非常に重く、企業の経営環境や企業総体としての納得感といった観点からは、実施時期については、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当であることを踏まえ、慎重に結論を出すことが求められる。
- また、精神障害者の雇用義務化にあたっては、企業の理解等に不十分な点もあり企業内で理解を得られる環境作りが必要で、その対応を適切に行うとともに、精神障害者の特性として、症状の波があるといったこともあり、個人と企業とのマッチングや定着を支援する体制や企業と外部の支援機関が連携をして支援していく体制の充実が必要である。
- なお、精神障害者保健福祉手帳の取得による障害の開示は、本人の意向によるものであり、精神障害者を雇用義務の対象とする際の対象者の把握・確認方法は、精神障害の特性やプライバシーへの配慮、公正、一律性等の観点から、精神障害者保健福祉手帳で判断することが適当である。

3 その他の障害者について

(1) その他の障害者に関するこれまでの議論

- 発達障害者については、平成 19 年 12 月労働政策審議会意見書において、「現在の発達障害者の就労支援のための施策を推進しつつ、今後、発達障害者支援法（平成 17 年 4 月施行）について、施行後 3 年経過後の検討が行われる際、併せて、就労支援についても検討を行うことが適当である。」とされた。
- また、難治性疾患患者については、同意見書において、「当面、在職中発症した者について、雇用継続、職場復帰等を図るため、雇用管理等について企業における理解を深めるとともに、今後、就職支援の在り方について検討していくことが適当である。」とされた。

(2) その他の障害者の雇用状況等

①雇用状況等の変化

- ハローワークを利用する身体障害者、知的障害者、精神障害者以外のその他の障害者は年々増加しており、新規求職申込件数は平成 18 年度 895 件から平成 23 年度 4,454 件、就職件数は平成 18 年度 317 件から平成 23 年度 1,331 件と大きく増加している。
- 本研究会で行った事業所アンケート（有効回答：432 事業所）によると、障害者手帳を所持しない発達障害者については 13 事業所(3.0%)で 20 人、障害者手帳を所持しない難治性疾患患者については 10 事業所(2.3%)で 13 人が雇用されていた。
- 発達障害者に対する雇用管理上の配慮としては、「業務量への配慮」及び「作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫」（73.7%）が最も多く、難治性疾患患者については、「業務量への配慮」（60.9%）、「短時間勤務など勤務時間の配慮」及び「休暇を取得しやすくする等休養への配慮」（53.3%）が多かった。

②雇用支援策の変化

- 障害者雇用促進法における障害者は、身体障害者、知的障害者、精神障害者以外でも、障害があるため、「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」（以下「その他の障害者」という。）と規定されており、例えば、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても各種職業リハビリテーションの措置の対象となっている。
- 発達障害者については、発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）が平成 17 年 4 月に施行されて以降、雇用分野においても支援策が充実されてきている。平成 19 年度からハローワークにおいて発達障害等の求職者にきめ細やかな個別支援等を行う「若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム」が創設され、徐々

に実施局を拡充し、平成 24 年度は 39 労働局で実施されている。また、平成 19 年度から「発達障害者就労支援者育成事業」が開始され、就労支援者向けセミナーが全国 10 カ所で実施されるなどしている。

- 地域障害者職業センターでは、従来から発達障害者を対象に職業評価、ジョブコーチ支援などを行ってきたが、平成 19 年度から障害者職業総合センターで技法開発した「発達障害者就労支援カリキュラム」の試行的実施を一部のセンターで開始し、平成 24 年度から 14 センターで本格実施している。
- 平成 21 年度には、障害者手帳を所持しない発達障害者を新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して助成を行う「発達障害者雇用開発助成金」が創設され、雇用促進が図られている。また、平成 22 年 9 月に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた 3 段階の経済対策」を踏まえ、平成 22 年 10 月から障害特性を踏まえ、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者等ステップアップ雇用奨励金」、ハローワークから医療機関等に出向いて、利用者や職員に対して就職活動に関する知識や方法等についてガイダンスを行う「医療機関等との連携による精神障害者等のジョブガイダンス事業」の対象に発達障害者が追加されている。
- 障害者手帳を所持しない難治性疾患患者に対しても、平成 21 年度からハローワークの職業紹介により新たに雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対して助成を行う「難治性疾患患者雇用開発助成金」が創設され、その雇用促進が図られている。
- (独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構では、発達障害者や難治性疾患患者の雇用促進に向けた技法や調査研究の成果をガイドブック等にまとめ、企業等に配付し、就労支援・雇用管理ノウハウの普及を図っている。

(3) その他の障害者の雇用支援策の今後の在り方

- 障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等に対しても、障害特性に応じた適切な支援が受けられるようにすることが重要である。
- 現状としては、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等については、企業が雇用できる一定の環境が整っていないことから、企業における雇用管理ノウハウの蓄積や企業の雇用環境の改善をさらに進めていくとともに、地域の就労支援の体制作りやネットワークの構築を進めて行くことが必要である。
- また、対象範囲が明確でなく、公正・一律性が担保されていないことから、職業生活上の困難さを把握・判断するための研究を行っていくことが必要である。

V 雇用率制度に関するその他の論点

1 重度障害者の範囲とダブルカウント制度について

(ダブルカウント制度の概要)

- 雇用率制度におけるダブルカウント制度は、重度身体障害者又は重度知的障害者の雇用を一層促進するため、事業主に対して職域の拡大の努力を促すとともに、その雇用には施設、設備の改善等に多くの負担を伴うことを考慮し、雇用率制度の適用上有利に取り扱うこととしたものである。重度身体障害者については、昭和51年の改正により、重度知的障害者については、平成4年の改正（義務化は平成9年改正）により適用が開始された。
- 障害者雇用状況によれば、重度身体障害者については、昭和52年15,009人が平成23年85,780人、重度知的障害者については、平成9年5,066人が平成23年15,201人と大きく伸びている。一方、重度以外の身体障害者についても、昭和52年98,441人が平成23年123,230人、重度以外の知的障害者についても、平成9年15,310人が平成23年43,346人と増加しており、重度身体・知的障害者、重度以外の身体・知的障害者全ての雇用が進展している。

(ダブルカウント制度について)

- ダブルカウント制度は、就労の困難度の高い重度障害者の雇用促進に一定の役割を果たしてきた。重度障害者の雇用にあたっては、施設、設備等の物的な負担や、現場指導等の配慮等が必要であることから、今後も重度障害者の雇用を促進していくためにも、ダブルカウント制度は継続していくことが必要である。
- 一方、就労の困難度という捉え方が従来と異なり、重度障害者とする基準が実態と乖離する部分があるのであれば、より効果的なものにするために実態に応じた見直しを検討していくべきとの意見もあった。
- また、長時間労働が難しい精神障害者を短時間で雇用し、長時間労働を目指していく過程は企業にとって労力を要するため、精神障害者の短時間労働をダブルカウントにより評価すべきとの意見もあったが、他の障害者との公平性の観点や精神障害の特性に関わらず、本人その他の事情で雇用契約が短時間である場合もあること等を考慮し、慎重な議論が必要である。

2 特例子会社制度について

(特例子会社制度の概要)

- 特例子会社制度は、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとした制度である。また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としてい

る。

- 特例子会社は年々増加しており、平成 23 年 6 月 1 日現在で 319 社、雇用障害者数 16,429.5 人となっている。障害別には、身体障害者 8,168.5 人(構成比 49.7%)、知的障害者 7,594.5 人(同 46.2%)、精神障害者 666.5 人(同 4.1%)となっており、従業員 56 人以上民間企業の雇用状況と比較すると、特に知的障害者の雇用割合が大きくなっている。また、特例子会社における障害者数のうち重度障害者の占める割合(雇用率カウント)は 68.7%であり、民間企業全体(52.8%)に比べて重度障害者の占める割合が高くなっている。

(特例子会社制度について)

- 特例子会社制度が、知的障害者をはじめとする障害者の雇用促進に果たしてきた役割は大きく、多くの障害者をその特性に配慮して継続して雇用するという観点でも貢献しており、特例子会社制度は継続していくことが必要である。
- 一方、ノーマライゼーションの観点も踏まえ、今後は、特別に配慮が必要な障害者の雇用の受け皿という機能のみならず、特例子会社で蓄積した障害者雇用に関するノウハウを他の企業に普及・啓発させる等の役割も期待される。また、親会社と人事交流を行う等親会社の障害者雇用を積極化する仕組みとしても活用できるのではないかとの意見があった。

3 その他

(派遣労働者としての障害者雇用に関するこれまでの議論)

- 派遣労働については、平成16年12月の労働政策審議会意見書において、「労働者のライフサイクルに合わせた働き方を可能にする選択肢の一つとしての評価も定着しつつある。しかしながら、障害者雇用の面からみると、派遣労働者としての障害者の雇用はほとんど進んでいないとの調査結果があることから、・・・状況を踏まえつつ、・・・今後検討を行うことが適当である。」とされ、平成19年12月の同意見書において、「障害のある派遣労働者が働くためには、派遣先が受け入れることが必要であり、派遣先に一定のインセンティブを与えることも考えられるが、現時点では、派遣労働に対する障害者の理解やニーズの動向を慎重に見極める必要がある。」とされたところである。

(派遣労働者としての障害者雇用について)

- 本研究会においては、派遣労働者の雇用率カウントについては、派遣先の負担が大きいことから派遣先に一定のインセンティブを与えることが考えられるのではないか、労働環境を派遣元が整備して送り出すのか、派遣先が整備するのかといった役割分担を考慮に入れて考えるべきではないかといった様々な意見があった。
- 派遣労働は複雑な雇用形態であり、各企業で派遣労働者の位置づけをどう捉えるかということにも関係することから、引き続き、派遣労働者としての障害者雇用のニーズの動向等を見た上で検討する必要がある。

VI おわりに

- 障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の一環として、労働及び雇用分野においては、障害者雇用促進法における障害者の範囲や雇用率制度における障害者の範囲等について検討が求められ、本研究会において議論を行った。その主なものは以下のとおりである。
- 障害者の範囲については、現在の障害者雇用促進法において、「長期にわたる職業生活上の相当の制限」を個別に判断しており、例えば、障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等で「長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」についても障害者雇用促進法の対象に含まれていることから、本来対象とすべき者が障害者とされていることが確認された。一方、対象の曖昧さを排除する観点から、障害者基本法の改正を踏まえたものとすべきとの意見もあるため、対象の明確化等について法制的な検討を行い、必要な見直しを行うことも考えられる。
- 雇用義務制度は、雇用の場を確保することが極めて困難な者に対し、社会連帯の理念の下で、すべての企業に雇用義務を課すものである。したがって、企業が社会的な責任を果たすための前提として、企業がその対象者を雇用できる一定の環境が整っていることが必要であり、また、対象範囲は明確であり、公正、一律性が担保される必要がある。
- 雇用義務制度における障害者の範囲については、長年議論を重ねてきた精神障害者の雇用義務化が議論の中心であった。平成 18 年度から精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者の実雇用率の算定特例が開始されて以降、雇用者数は増加を続け、一方でさまざまな支援制度が整備され、地域の就労支援機関による支援体制も強化された。精神障害者に対する企業の理解の進展や雇用促進のための支援策の充実など、精神障害者の雇用環境は改善され、義務化に向けた条件整備は着実に進展してきたと考えられることから、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当である。義務化の意味合いは非常に重く、企業の経営環境や企業総体としての納得感といった観点からは、実施時期については、精神障害者を雇用義務の対象とすることが適当であることを踏まえ、慎重に結論を出すことが求められる。
- その他の障害者、例えば障害者手帳を所持しない発達障害者、難治性疾患患者等に対しても、障害特性に応じて適切な支援が受けられるようにすることが重要である。現状としては、企業が雇用できる一定の環境が整っていないことから、企業の雇用環境の改善をさらに進めていくとともに、地域の就労支援の体制作りやネットワークの構築を進めていくことが必要である。また、対象範囲が明確でなく、公正・一律性が担保されていないことから、職業生活上の困難さを把握・判断するための研究を行っていくことが必要である。
- ダブルカウント制度、特例子会社制度については、障害者雇用促進に果たしてきた役割が確認された。一方で、より効果的な制度とするための意見も出された。
- 近年、企業の障害者雇用への理解の進展、障害者の就労意欲の高まり等から、障害

者雇用は拡大が続いている。企業が納得感を持ちつつ障害者雇用を今後さらに進め、適切な雇用管理等を通じて雇用継続につなげていくためには、就労支援策の充実とともに、これまで以上に企業と外部の支援機関との連携の確保を図っていくことが求められる。また、その企業と外部の支援機関との連携の下で、今後とも、一人でも多くの障害者が、適切な支援を受けながら、障害の有無に拘わらず自らの特性を活かして適正な評価の下働けるよう、量的拡大と質的担保の両方を見据えた障害者雇用の進展が求められる。本研究会においては、障害者雇用の基本的事項について議論を重ねてきたが、本報告が、今後の障害者雇用促進施策の発展に資することを期待する。

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の 在り方に関する研究会開催要綱

1. 趣旨

「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（平成 22 年 6 月閣議決定）を踏まえ、障害者雇用促進制度における障害者の範囲等について検討を行うため、「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」（以下「研究会」という。）を開催する。

2. 主な検討事項

- （１）障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
- （２）雇用率制度における障害者の範囲等について
- （３）その他

3. 研究会の運営

- （１）研究会は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部長が、学識経験者の参集を求め、開催する。
- （２）研究会の座長は、参集者の互選により選出する。
- （３）座長が、必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
- （４）研究会の庶務は、厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課において行う。

4. 参集者

別紙のとおり

5. 開催時期

平成 23 年 11 月～

(別紙)

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会参集者

あ べ 阿部	かずひこ 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会理事
いまの 今野	こういちろう 浩一郎	学習院大学経済学部経営学科教授
かいとう 海東	ち ひろ 千裕	株式会社高島屋人事部人事担当次長
かわさき 川崎	よう こ 洋子	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
すぎやま 杉山	とよ じ 豊治	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
た が わ 田川	せい じ 精二	N P O 法人大阪精神障害者就労支援ネットワーク理事長
た な か 田中	のぶあき 伸明	弁護士
た な か 田中	まさひろ 正博	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事
の な か 野中	たけし 猛	日本福祉大学研究フェロー
まるもの 丸物	まさなお 正直	S M B C グリーンサービス株式会社顧問
やぎはら 八木原	りつこ 律子	明治学院大学社会学部社会福祉学科教授

(五十音順、敬称略)

障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の 在り方に関する研究会開催状況

第1回(平成23年11月18日)

1. 研究会の開催について
2. 障害者制度改革の動きと現行の障害者雇用促進制度等について
3. 今後の研究会の進め方について

第2回(平成23年12月13日)

1. 関係者からのヒアリング

・社会福祉法人日本身体障害者団体連合会	理事 阿部 一彦氏
・社会福祉法人日本盲人会連合	会長 笹川 吉彦氏
・社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会	常務理事 田中 正博氏
・公益社団法人全国精神保健福祉会連合会	理事長 川崎 洋子氏
2. 障害者の雇用に関する事業所アンケート(案)について

第3回(平成24年1月24日)

1. 関係者からのヒアリング

・社団法人日本てんかん協会	理事 福井 典子 氏
・一般社団法人日本発達障害ネットワーク	副理事長 氏田 照子 氏
・一般社団法人日本難病・疾病団体協議会	代表理事 伊藤たてお 氏
・東京障害者職業センター	次長 児玉 順子 氏
・ハローワーク府中	所長 根岸 栄子 氏

第4回(平成24年2月20日)

1. これまでの論点整理
2. 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について

第5回(平成24年3月14日)

1. 他の研究会における検討状況について
2. 障害者雇用促進制度における障害者の範囲について
3. 障害者の雇用に関する事業所アンケート調査について
4. 雇用率制度における障害者の範囲等について

第6回(平成24年4月26日)

1. 雇用率制度における障害者の範囲等について

第7回(平成24年5月25日)

1. 雇用率制度における障害者の範囲等について
2. 雇用率制度に関するその他の論点

第8回(平成24年6月26日)

1. 雇用率制度における障害者の範囲等について
2. 雇用率制度に関するその他の論点
3. 研究会の取りまとめ

第9回(平成24年7月24日)

1. 研究会の取りまとめ

関係者からのヒアリング

1. ヒアリングの概要

本研究会の議論にあたって、関係者からのご意見を参考にするため、第2回（平成23年12月13日）、第3回（平成24年1月24日）の2回にわたり、7つの障害者団体と2つの就労支援機関からヒアリングを行った。

2. ヒアリング先

（1）障害者団体

- | | |
|---------------------|--------------|
| ○社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 | 理事 阿部 一彦 氏 |
| ○社会福祉法人日本盲人会連合 | 会長 笹川 吉彦 氏 |
| ○社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 | 常務理事 田中 正博 氏 |
| ○公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 | 理事長 川崎 洋子 氏 |
| ○社団法人日本てんかん協会 | 理事 福井 典子 氏 |
| ○一般社団法人日本発達障害ネットワーク | 副理事長 氏田 照子 氏 |
| ○一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 | 代表理事 伊藤たてお 氏 |

（2）就労支援機関

- | | |
|--------------|------------|
| ○東京障害者職業センター | 次長 児玉 順子 氏 |
| ○ハローワーク府中 | 所長 根岸 栄子 氏 |

3. ヒアリング項目

- （1）障害者雇用促進制度における障害者の範囲についてどのように考えているか。
- （2）障害者雇用促進制度における障害者の範囲を就労の困難さに視点を置いて見直すことについてどのように考えているか。
- （3）雇用率制度における障害者の範囲（雇用義務の対象範囲）についてどのように考えているか。
- （4）雇用率制度におけるダブルカウント制度や特例子会社制度の取扱いなどについてどのように考えているか。
- （5）その他現行の障害者雇用促進施策についてどのように考えているか。（見直すべき点など）

4. ヒアリング内容

別紙のとおり

1. 障害者雇用促進制度における障害者の範囲についてどのように考えているか。

(福)日本身体障害者団体連合会	○ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲については、改正障害者基本法(平成 23 年 8 月 5 日施行)の障害者の定義にもとづいて考えるべきである。その定義は、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものであり、職業生活を行う場合の継続的で相当な制限を受ける状態をもとに、障害者雇用における障害の認定を行うべきである。
社会福祉法人日本盲人会連合	○ 視覚障害者の雇用が促進されるよう、障害者の範囲を適正に決めていただきたい。 ○ 障害者手帳を交付されていない難病者についても、障害者雇用促進制度における障害者の範囲としていただきたい。
全日本手をつなぐ育成会	○ 障害者権利条約、障害者基本法及び障害者自立支援法の障害者の定義によるものを障害者の範囲とすべきと考える。ただし障害者の範囲を広げることが、雇用促進において混乱を生じない配慮が必要と考える。 ○ 過去に範囲が拡大されての評価は、以下の 4 つである。 ・身体障害者雇用促進法から障害者雇用促進法となり、それを機に長年親の会が要望してきた知的障害者の雇用義務化が実現した。 ・義務化を機会に、知的障害者の就労支援施策がすすみ、雇用機会が拡大した。 ・身体→知的→精神(含む発達障害)という雇用制度における対象障害者の拡大は、権利条約と照らしても法の趣旨から当然と考える。 ・また、知的障害者の雇用義務化当時に比べ就労支援施策が整備され受け入れ企業の負担が大幅に軽減されている。
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会	○ 現行では身体、知的、精神の手帳保持者となっているが、障がい者制度改革推進会議で論議され、改正された障害者基本法で見直された障害者の定義に則るべきで、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により、継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける者とする。 ○ また、就労に関する能力の可否を主治医の診断書のみを基準とすることには、限界があると考えます。
社団法人 日本てんかん協会	○ 現在、身体障害、知的障害、精神障害の手帳所持者が、障害者雇用促進制度の障害者の対象となっている。てんかんは、この制度上では精神障害の枠内で取り扱われている。 ○ 一方で、昨年改正された障害者基本法(第二条)では、①障害者／身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含。)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。②社会的障壁／障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。③上記定義における心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含むものとする。 と、されている。したがって、国内の障害者に係る福祉等サービスを行う法律、規則などにおいては、最低限この定義に準ずるべきである。 ○ ただし、本来は医療モデルによる障害や疾患の羅列(診断書等による)ではなく、個々人が社会生活において働く上で障壁となることがある場合の全てに、国のサービ

	スとして提供できる支援メニューが提供されるべきと考える。 ○ なお、てんかんは、発作発現の要因となる脳の疾患・傷病に起因する脳性まひなどの身体障害、同知的障害、度重なる発作による不安全感等が原因となるうつ病などの精神障害、やはり原疾患等に起因する発達障害、高次脳機能障害、重篤な発作の原因となる難病など、すべての障害に関与しているので、障害の範囲拡大となれば、一定数の患者へのメリットが生じる。特に、2006 年の精神障害者保健福祉手帳所持者が雇用率制度の適用になったことにより、それまでは門前払いになりがちだった当事者が、就職する事例が出てきた。
一般社団法人日本発達障害ネットワーク	○ 本制度の障害者の範囲については、現行では「発達障害」については、「その他障害者」の中で取り扱われているが、改正された障害者基本法の定義と同様に、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害も含む）とし、発達障害についても明記し、本制度の対象として明確にしていきたい。
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会	○ 改正障害者基本法における障害の定義をふまえ、難病及び長期慢性疾患で日常生活や社会生活において困難を有し、障害者福祉制度の支援を必要とする者とする。
東京障害者職業センター	○ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲については、我が国における障害の考え方に則ったものであることが前提となるものであり、障害者基本法の定義に基づくものと考ええる。
ハローワーク府中	○ 現行の障害者雇用促進法においては、身体障害者、知的障害者、精神障害者について定義があり、その他の者が「障害者」の範囲に含まれるかについても「身体障害、知的障害又は精神障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」に該当するかの判断によることとしているため、職業リハビリテーションの目的という観点では、広い範囲の障害者を対象としている。 ○ また、ハローワークの専門援助窓口では、手帳を所持しない方についても、本人の障害特性や就労の可否についてきめ細かな相談を実施し、必要に応じた支援メニューを活用した支援を実施しているところであり現行の範囲で良いと考える。

2. 障害者雇用促進制度における障害者の範囲を就労の困難さに視点を置いて見直すことについてどのように考えているか。

(福)日本身体障害者団体連合会	○ 障害者の範囲を就労の困難さに視点を置いて見直すことについて賛成である。上記に記したように、職業生活を行う場合の継続的で相当な制限を受ける状態をもとに、障害者雇用における障害の認定を行うべきであり、それらの制限を少なくするための就労生活の充実を図るために、社会モデル(環境モデル)に即した具体的な支援を講ずるべきである。 ○ 現行の手帳制度に基づく障害者の範囲は医学モデルに依拠して、重度・軽度等の整理を行っているが、社会モデル的観点を導入する立場からは、障害者にとって「いかなる『場面』(=環境)において、どのような「支援」が必要とされるか、その「支援」の大きさ(質・量的な観点からみた)を考慮して決めるべきである。
社会福祉法人日本盲人会連合	○ 一般職での雇用が困難な視覚障害者は、国や自治体等公共団体が積極的、優先的に視覚障害あはき師(鍼灸マッサージ指圧師)を雇用するとともに、福祉施設や介護施設、一般企業においても視覚障害あはき師の雇用を推進するよう働きかける等、見直していただくことで、視覚障害者の雇用が増えると考える。 ○ 障害者職業センターをはじめ、視覚障害者の就労については、視覚障害者の専門性を理解したジョブコーチを配置するように見直していただきたい。視覚障害の特性を理解していただくことで、視覚障害者の就労が促進されたいと考えます。
全日本手をつなぐ育成会	○ 知的・精神障害の分野の労働者性をとらえると、基本の生産性に加えて評価すべき点として「存在価値」「社会貢献力」「チームワーク力」「実直・勤勉さ」などがあげられる。これが評価され活かされれば継続した就労が見込めるが、そうでない場合は、「就労の困難さ」となる。個人を活かすには、それぞれの特性が活かされるよう、まずは個人の把握が大切である。 ○ さらにどのような支援策、環境整備があれば就労が可能かは、個別支援計画としての課題整理が必要となる。その際には、ICFの視点を盛り込んだ個別支援計画の習熟度を上げていく事が肝要である。 ○ 特に知的・精神障害(含む発達障害)については、個別支援計画に基づき企業側が社員を教育管理するようなシステムと、併せて就業・生活支援面でのフォローがきわめて有効である。 ○ またトライアル雇用、ジョブコーチ支援、職場定着推進チームなどの活用も組み合わせ※個別支援計画に基づく就労支援の手法を重視し地域の実情に合ったサポートシステムをつくっていく事が重要である。※カスタマイズ就業以上の点から、障害者の範囲を見直す際には、個人の特性に配慮した支援のあり方と就労の困難さに着目して、評価すべきであると考えます。
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会	○ 「就労の困難さ」は、それぞれの障害者特性により多様である。精神障害に関しては、就労の入り口、就労の継続・定着が論じられなくてはならない。 ○ 事業主、事業所への精神障害を正しく理解する啓発事業が展開されるようなしくみづくりも必要である。 ○ 知的障害者の雇用実績のある企業へ精神障害者の雇用をしたくても、支援にはいる機関が地域にはほとんどないという状況は考慮される必要がある。
社団法人 日本てんかん協会	○ とても大切なことと、考える。 ○ ただし、就労の困難さを考える場合、前述のように障害や疾病のカテゴリーだけからの議論では限界がある。それぞれ個人によって、病態像、障害状態、生活環境などで、その要因が異なり就労の困難度も変わってくる。 ○ さらに、障害のある人のみならず、事業所における障壁や無理解・誤解などについての対策も今後喫緊の課題である。また、「就労」にばかり視点が置かれることなく、雇用

	の継続と安定についての支援策も、合わせて検討する必要がある。 ○ これらから、就労・雇用領域に限定せず、もっと福祉、保健、教育、医療の領域とのネットワークを活かした地域サポートの仕組みこそこれから必要になる。 ○ さらに、障害者職業総合センターでは研究チームが発足し、先駆的な研究がなされている。この研究チームには、当協会副会長でてんかん専門医でもある久保田英幹氏もメンバーとして参加しており、そのチームにおいてはてんかんのある人の意向も反映してもらえると考えている。その検討結果をしっかりと踏まえて、実現をしてほしい。
一般社団法人日本発達障害ネットワーク	○ 就労の困難さに視点を置いて見直すことに賛成である。 ○ 3. の雇用義務の対象範囲が重要になるが、発達障害の人の中には、雇用率の対象となる人/ならない人がおり、職業的困難を抱える発達障害の人は少なくない。どちらの場合においても障害特性に配慮した支援を受けられるように考えてほしい。 ○ 職場において障害特性に応じた合理的配慮を求めるためには、障害の開示が前提となるが、精神障害者保健福祉手帳を取得しなくても、発達障害の診断があり、且つ、発達障害に起因する職業的困難が明らかな者については、障害者雇用促進制度の下で必要な支援を受けられるようにして欲しい。 ○ 発達障害は、社会性やコミュニケーション面など障害の判定が難しいという障害特性を持っている。そのような特性のある発達障害のある人を支援の対象として判定していくためには、地域障害者職業センター等の公的機関において、職業的困難度を基準とした「障害」を判定する仕組みを開発することが必要である。 ○ 尚、障害者権利条約は「平等」という概念に重きをおいている。わが国においてもこの平等概念を拡大することは大変重要であり、障害者雇用においても合理的配慮義務を企業側に求める必要がある。合理的配慮をしなければ差別になるという条文の挿入が必要なのではないか。
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会	○ 難病や長期慢性疾患の患者はそれぞれの疾患の特性によって、症状や障害及び抱えている「困難」には大きな差異が存在している。 ○ 年齢・性別などによって現れる障害や困難の違いも大きい。 ○ 「難病」ということだけでも奇異の目で見られるなど誤解や偏見も大きい上に、そのような周囲の目を気にしなければならないというハンディもある。 ○ 外来通院やリハビリ、時には検査などのための入院も多く、同僚や上司の理解を得にくいと感じている患者も多い。 ○ 通勤、出張、立ち仕事、力仕事、食事、トイレ、休憩、連続勤務時間、就労日数などの配慮が必要となっている患者も多い。 ○ 皮膚などに症状が見られている場合は周囲の理解がとくに必要となる。 ○ これらの配慮については疾病の種類や年齢、性別、疾患履歴などによって違いが大きいのでその点についての理解と配慮が必要となっている。ストレスや通院のタイミングを失うことでの再発や増悪などもあることなどについての配慮が必要となる。 ○ 「厚生労働省平成22年度障害者総合福祉推進事業 難病患者等の日常生活と福祉ニーズに関するアンケート調査」によると、最近6ヶ月の収入を伴う就労状況は、「何らかの形で就労している」と答えた割合は 28.3%で、「就労先を探している」と答えた割合は3.6%であった。「在職中に発病したが休職せず引き続き同じ職場で就労している」ものが19%、「離職し現在は別な職場に勤務している」との答えが22.4%、「休職し同じ職場に復帰した」とする回答は12.9%となっている。「幼少期に発病したが現在は就労している」としたものが22.4%となっている。「就労している」と答えた回答では「通院・服薬などでの配慮を受けている」としたものは26.3%、力仕事の回避や勤務時間の短縮、休暇をとりやすくするなどさまざまな配慮を受けている。しかし現在の職場での不満は、最も多かったのは「収入が少ない」31.6%、「労働時間が長く体調管理が大変」、「社員の理

	解が少ない」、「職務内容がきつい」などと答えている。就労の希望については、「就職活動中」、「就活予定」が 13.6%、「就職したいがあきらめている」19.4%、「就職したいと思わない」が 30.5%となっている。就活上の問題では、「体力に不安がある」としたものが 50.1%となっている。離職にいたった理由では「労働時間が長く体調管理が大変だった」、「職務内容がきつかった」、「通勤が大変だった」というものに続いて、「いづらい雰囲気を感じた」14.5%となっていた。(参考資料参照)
東京障害者職業センター	○ 障害者雇用促進制度における障害者の範囲については、1に記載のとおり障害者基本法における障害者の範囲を準拠することが適切と考える。 ○ 障害者雇用促進制度において障害程度に就労の困難さの視点をおいて考えることには効果があると考えられるが、就労の困難さは、就労する障害者の特性やニーズ、受け入れる企業の理解や雇用管理ノウハウの程度、障害者・企業それぞれを支援するノウハウ、スキル、体制等によって異なる極めて個別性の高いものであり、さらには社会・経済情勢等によりその困難さも変化していくものと考ええる。 ○ このため、就労の困難さの基準設定は非常に難しい課題であり、もう少し大きい括りとして、障害種類に就労の困難さの視点を置くということは考えられないのであろうか。
ハローワーク府中	○ 就労の困難さの視点は重要だが、障害特性や職種等個々人の困難性は様々であり、一方で、事業所規模や特例子会社等受け入れ環境も多様化している。手帳等による確認に代えて就労の困難性で判断していくという趣旨ならば、就労の困難さをどのように捉えるのか、どのように誰が判定するかという課題が生じてくる。 ○ ハローワークでは、従前から手帳の所持の有無にかかわらず、個々の障害特性や適性と個々の職場環境を含む求人条件について調整しながら職業相談を実施しているため、個々の求職者の就労の困難性について視点を置き、本人に適合する就職ができるよう努めている。 ○ また、障害者手帳は、就労の困難さを直接的に示すものではないものの、障害者の範囲として一定の明確な基準になるものであるとともに、障害者手帳に準拠して行われている他の行政サービスとの均衡を図る観点からも、現行の手帳準拠の考え方は有用と考える。

3. 雇用率制度における障害者の範囲（雇用義務の対象範囲）についてどのように考えているか

(福)日本身体障害者団体連合会	○ 今回の改正では、精神障害者(発達障害者を含む。)を雇用義務の対象範囲に入れるべきである。この場合には、当然であるが雇用率をあげる必要がある。 ○ そして、改正障害者基本法(平成23年8月5日施行)の障害者の定義にもとづいて、高次脳機能障害者、難病等のために職業生活を行う場合に継続的で相当な制限を受ける状態にある人に関する雇用義務化を検討すべきである。 ○ 雇用義務の対象範囲の拡大に際しては、雇用率上昇に関して明確な根拠をもとに検討しなければならない。対象範囲の拡大に伴って、すでに就労している人の数合わせにより実質的就労の拡大につながらなかったり、これまで職業生活を送っていた人が就労の機会を失うことにことのないようにしなければならない。
社会福祉法人日本盲人会連合	○ 一般就労が困難な視覚障害者の就労促進のため、雇用率を障害別に公表していただきたい。障害別に公表することで、就労困難な視覚障害者のための新たな仕事などが考えられ、視覚障害者の雇用率も上がると考えられる。
全日本手をつなぐ育成会	○ 障害別の人数(在宅者18歳以上65歳未満)と障害別実雇用率の比は、身体障害22%、知的障害22%、精神障害0.5%となっている。これは精神障害が雇用の義務化の対象となっていないことの反映とも言える。また知的障害、精神障害の就労の困難さは社会的理解と深く結びついているとも言える。 ○ 精神障害者、発達障害者へは、就業・生活支援センターなどの設置により、生活面での支援も含め就労支援策が徐々に整備されつつある。この状況を強化する中で、精神障害、発達障害を雇用の義務化の対象として拡大する事は、雇用機会の増加とともに暮らしの支援が整い、良い循環の結果として障害についての社会的理解の促進と共生社会の実現に寄与することが期待されるため、対象範囲については拡大すべきと考える。 ○ なお雇用義務範囲の拡大を図る際には、あわせて法定雇用率の引き上げも行う必要があると思われる。そのためには、新たに対象となる障がい特性(発達障害など)の人を含めた全体の政策対象人数を推計し、目指す就労率を設定して、その割合をクリアできるような雇用率の設定が必要である。
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会	○ 精神障害者は雇用義務の範囲にはいっていないことから、就労につながらないことが多いと聞いている。したがって、対象にいれるべきと考えるが、以下の課題があり、これらの解決策も講じる必要がある。 ○ 障害者の範囲が障害者基本法に従うとすると、かなり範囲が広がることが考えられる。 ○ 上記を解決するには雇用率を現行の1.8%から上げることも考えられなくてはならない。 ○ 雇用率を上げることを考えるとき、企業側の努力に負うばかりでなく、就労を支える支援者、支援機関の充実が図られなくてはならない。
社団法人日本てんかん協会	○ 原則的には、最初に述べたとおり、最低限でも障害者基本法の定義に従うべきと考える。 ○ ただし、段階的な措置としては、まずは精神障害者(てんかんや発達障害を含む)を雇用率制度の対象範囲に含めるべきである。身体、知的のみが義務で、精神障害者保健福祉手帳所持者はみなし適用(身体、知的とみなす)というのは、不十分。精神障害全体の義務化が必要と考える。 ○ またこれに際しては、今回の障害者自立支援法改正で、発達障害、高次脳機能障害全体を精神障害の範疇に含めることになり、対象者数が数百万人から一千万人程度に増えることも考えられるため、法定雇用率(現行1.8%)の引き上げも、合わせて実施されるべきである。 ○ さらに、この制度の見直しに際しては、既に雇用している人への不利益が生じたり、

	新たな雇用につながらないという実態が生じることはないよう、配慮を欠かさないように留意すべきである。つまりは、制度設計としてこれまでのあり方を見直す必要性についても、合わせて検討が必要である。
一般社団法人日本発達障害ネットワーク	○ 雇用義務の対象範囲については、「精神障害」、「発達障害」についても対象とするべきである。 ○ それによって、発達障害のある人の中で精神障害者保健福祉手帳を取得する者については、雇用義務の対象となる。ただし、手帳の有無だけで、発達障害のある人の職業的困難を評価することは不十分である。社会性・コミュニケーション能力、注意や記憶に関する能力、作業の巧緻性など、発達障害の障害特性に焦点を当てて、独自に職業的障害を判定し、雇用率の対象に含める仕組みを開発して欲しい。また、雇用義務の拡大にともなう法定雇用率の引き上げについても検討が必要である。 ○ 発達障害の現れ方は極めて多様であり、また仕事の種類や職場環境によっても大きく異なるため、職業的困難度の判定がむずかしく、雇用が進まないという現状がある。障害者職業センターや相談支援事業所などの身近な機関に判定の専門家を配置し、就労支援独自の判定をする必要がある。 ○ 第一章総則 第二条については、「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者で、障害が原因となって雇用の機会が奪われており、雇用上合理的配慮を必要とするもの(別途厚生労働省令で定める)をいう。」を条文に追加することを提案したい。
一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会	○ 他の障害と区別する理由はないので、雇用義務における障害者の範囲も当然、難病や慢性疾患で社会的支援を必要とする障害者にも広げるべきと考える。病気は誰もがかかるものであり、特別でも患者本人の責任でもない。 ○ 法定雇用率を引き上げることが必要になるが、それだけでは難病や長期慢性疾患をもつ人の雇用は解決しない。職場での病気の理解や、受け入れる環境づくりが進むような施策が必要である。
東京障害者職業センター	○ 障害者基本法に規定される障害者の範囲に該当する全ての者が雇用義務の対象範囲となることが最終的な目標と考える。(但し、医学や科学の進歩、社会情勢の変化、文化や哲学の熟成等により、現行の障害者の範囲が永続するものではないと考える。) そのためには以下の事項を含む多くの面での整備が必要となると考える。 例えば、①広く社会一般への啓発と理解の促進、②適切な障害者雇用率の設定、③障害者雇用納付金制度及び各種助成制度の見直し、④各障害における合理的配慮事項の確立及び障害特性についての知見の深化と各種就労支援技法の構築、⑤就労支援機関の整備及び就労支援者の人材育成等。 ○ こうしたことを考慮すると、最終的な目標を達成するためには、相当程度の移行期間や柔軟かつ弾力的な施策の実施が必要と考える。
ハローワーク府中	○ 精神障害者については、全国のハローワークにおける障害者の新規求職者に占める割合は、平成18年度は18%だったが、平成22年度は約30%に増加し、就職者数でも平成22年度は知的障害者を上回り、企業における認知度も高まってきている現状から、雇用義務の対象範囲に含めることは妥当と考える。 ○ しかしながら、一方で、精神障害者を雇用義務に含めると法定雇用率が上がることになるが、現状の雇用率達成企業割合は45.3%(全国)であるとともに、中小企業での実雇用率が低いという現実があるなど、企業の精神障害者に対する正しい理解をこれまで以上に得ることが必要である。 ○ ハローワークでは精神障害者トータルサポーターの配置や助成金制度、チーム支援などによる支援を実施しているが、精神障害者の雇用は、就職後の雇用管理面での配慮を要するため、マンパワーの拡充、専門支援者の養成(企業内も含む)等支援体制の整備を並

	行して進めていくことは不可欠と考える。 ○ また、経済情勢が厳しい中で、最低賃金の上昇、高齢者の定年以降の継続雇用等企業経営を取り巻く環境は非常に厳しいことや、東日本大震災の被災地の企業への配慮等、雇用義務とする時期については熟慮が必要とも考える。
--	--

4. 雇用率制度におけるダブルカウント制度や特例子会社制度の取扱いなどについてどのように考えているか

(福)日本身体障害者団体連合会	○ ダブルカウントや特例子会社の制度は、就労に困難度の高い重度障害者の雇用を促進するために機能している面があるという指摘がある。一方、雇用率の数合わせや障害者だけを集める雇用形態には問題があるとの指摘もある。また、現行の重度障害者に関する考え方が医学的判定に基づいているものであり、就労生活を送るための制限に基づいているものではない。 ○ ダブルカウントや特例子会社の制度に関する検討に際しては、社会モデルの考え方をもとにこれまでの取り組みについて十分な検討を行う必要がある。
社会福祉法人日本盲人会連合	○ ダブルカウントについては、重度障害者の雇用を促進する利点があるものの、障害当事者からすると、半人前に扱われているように感じるという意見がある。 ○ 雇用者側からすると、重度障害者1名を雇うより、軽度の障害者2名を雇う方が利点があると考えられる雇用者も多く、重度障害者の雇用を促進するダブルカウントの矛盾が生じていることも考えられる。
全日本手をつなぐ育成会	○ 身体障害者雇用促進法の施行から50年が経過し、身体障害者の雇用については十分に定着した感がある。メンタル系の障害者雇用に対する取り組み強化を求める。 ○ 職業的重度判定(ダブルカウント)及び特例子会社が障害の社会的モデルにそぐわないという意見があるが、知的障害の場合、雇用促進の現実策として効果を上げている点で評価すべきである。雇用される実人数の目減り感がある課題に留意しつつ、更なる利用が促進されるよう職業的重度判定については、軽度障害者についても現在の職業センターでの判定から身近なハローワーク、障害者就業・生活支援センター、更生相談所等で実施できるようにすべきである。 ○ またカウントのルールが手帳ベースとなっているため、たとえばペースメーカー装着や人工透析の人もカウント対象となる。そのため、ダブルカウント制度の改正が必要と思われる。具体的には、個別支援計画に基づく就労支援の手法を重視し、手帳や医師の所見に加え、就労支援にかかる個別支援計画(もしくはアセスメント)に基づいて職業的重度判定を行う手法の検討を求める。 ○ 障害者雇用における特例子会社の役割は大きく、規制緩和により雇用率アップにも貢献しているが、就職の際の競争は厳しく、軽度の人たちが採用されがちである。そのため職種にもよるが、より多くの重度知的障害者や様々な障害特性を持つ人が、会社の貴重な戦力として働けるような専門支援員の配置をより積極的に促すような仕組みの構築を期待する。
公益社団法人全国精神保健福祉会連合会	○ 特例子会社について 障害者雇用の促進に役立っていると考えますが、特に知的障害者に重きが置かれている。障害者自立支援法により、精神障害者への門戸が開かれたが、実数があまり上がっていない状態である。精神障害者の受け入れがもっと可能になるように、第2号職場適応援助者や精神保健福祉士を配置し、特例子会社の環境を整備することが必要である。
社団法人日本てんかん協会	○ 制度の否定はしないが、改めての見直しが必要と思う。 ○ ダブルカウントについては、企業での負担感を公平にするために設けられたと聞いているが、生活面の障害と職業面の障害の程度にずれが生じている例も少なくない。さらに、短時間雇用は0.5ポイントなど、企業・当事者双方に納得しがたい状況もあるので、存廃を含めた議論が必要と考えられる。加えて、職業上の障害の重度判定の基準も、やはり医療モデルによるものだけでは、今後適性化、公平性などを欠くことになる。 ○ また、特例子会社については、競争的雇用の場になじみにくい知的障害者、精神障害者の雇用の場として、一定の役割を果たしている。そういった場面で働いてんかんのある人の存在も一定数あるので、必要と考える。ただし、運営しやすい特定の障害者だ

	けを雇用するケースが多く見られるようにも感じる。もっと、多くの障害のある人(特に精神障害やてんかんの有る人など)が活躍できるように、専門職(精神保健福祉や医療領域)の配置などの環境改善や支援サービスを拡充するなどして、さまざまな実績が報告されるようになることを期待する。
一般社団法人日本発達障害ネットワーク	○ ダブルカウントや特例子会社については、引き続き研究が必要と思われるが、知的障害の重い人をはじめ様々な障害特性を持つ人が社会に出て働くことを可能とする制度であると評価している。 ○ ダブルカウントについては、積極的是正策として容認できるが、現行では職業的重度判定の人をダブルでカウントするのみで、雇用に伴う事業主負担を軽減する策が十分とは思えない。重度の自閉症のある人が職場で安定して働くためには、専門性のある指導員の配置など、企業側の配慮ある雇用管理が不可欠である。ダブルカウントによって重度の障害のある人の雇用機会を増やすだけでなく、職場で手厚いサポートを得て安定して働くことができるよう、重度障害者を雇用する企業をサポートする制度を充実して欲しい。 ○ また特例子会社は、町の中でのグループホームの実践が地域の障害者理解を深めてきたように、企業における障害者雇用への理解を推進する機動力ともなっており、雇用率アップにも貢献していると評価している。
一般社団法人日本難病・疾病団体協議会	○ ダブルカウントについては重い障害を持つ人の雇用の促進につながるのかどうか不明であり、何らかの試行が必要かと考える。 ○ 特例子会社については有効な場合と、かえって障害を持つ人を企業から隠してしまいかねない面とがあり、両面からの検証も必要ではないか。また実施する場合には企業内での一般就労者との交流なども必要と考える。
東京障害者職業センター	○ 雇用率制度は、これまで日本における障害者雇用を着実に進展させてきており、今後もこれを軸として展開していくことにより効率性や効果が担保されるものと考えられる。しかしながら、社会の変化によっては雇用率そのものが逆手に利用される危険性もあることを認識しておく必要がある。 ○ そうした意味で、障害特性の知見や就労支援技法が確立し、企業側に多くの雇用事例や雇用管理ノウハウが蓄積されている障害種類については通常の算定とし、一方で雇用が順調でない、雇用に関して多くの試行錯誤を国全体として取り組む必要がある障害種類についてはある程度の重さを加えて算定する方法も考えられる。 ○ また、特例子会社については多くの助成制度を活用してきており、それらの制度をさらに改善し先駆的な障害者雇用に取り組むインセンティブをもたらしながら一般的な雇用率に上乗せをした雇用率を設定することも考えられる。 ○ いずれにしても、ダブルカウントや特例子会社の見直しについては、科学的な根拠を得るための調査、研究開発が必要となり、ある程度の結果を得るまでには相当程度の期間がかかるものと見込まれる。
ハローワーク府中	○ 雇用率制度におけるダブルカウントは、事業主の雇用に係るインセンティブとして機能しているため、現行制度を基本とすることが望ましいが、雇用管理面や職場定着や正社員への移行を進める観点からも、再点検が必要との声もある。 ○ 特例子会社制度は、雇用する側、働く側双方にとって有効な制度として機能している。特に、大企業向きの施策として、グループ算定と併せて、障害者(特に、知的障害者)の雇用促進に寄与しているため、今後も必要と考える。

5. その他現行の障害者雇用促進施策についてどのように考えているか。(見直すべき点など)

(福)日本身体障害者団体連合会	○ 職業生活は障害のある一人ひとりにとって社会生活・日常生活を構成する重要な生活である。すなわち、職業生活の充実を図り、就労の継続を実現するためには、社会生活・日常生活の適切な支援との連携が必要になる。就労、福祉、保健・医療等の領域の横断的、総合的支援が求められ、その実現のためのコーディネートの実現が求められる。 ○ 社会モデルの考え方をもとに、移動支援、コミュニケーション支援、介助等について具体的に検討し、それらのサービス提供に関して制度間の空白や支援の有無・密度に格差が生じないようにすべきである。現行制度においては、例えば、社会参加、教育、雇用の場におけるサービス提供(移動支援、コミュニケーション支援、介助等)の手続き上の違いや制度間の空白が存在している。それらの支援がシームレスに行われることによって、1人ひとりの職業遂行上の力を十分に発揮できる就労生活を実現するとともに、その人らしい生活の実現が求められる。十分な選択肢に裏打ちされた、自己選択、自己決定のもとに充実した人生を送るための支援の充実が求められる。
社会福祉法人日本盲人会連合	○ 視覚障害の特性について知識のある人が少ない。視覚障害について専門的知識を有する人をジョブコーチとして配置するようにしていただきたい。 ○ 視覚障害者は一般職での雇用が難しいため、雇用率の公表は、障害別にいただきたい。 ○ 視覚障害者の就労促進のため、すべての官公庁や民間企業において、点字や音声や拡大文字による採用試験を実施していただくとともに、採用後は、視覚障害者が充分に働くことができるよう、視覚に障害があっても可能な専門職をつくっていただきたい。 ○ 雇用促進法に自営業は現状では含まれないが、視覚障害者は障害の特性から、鍼灸マッサージ治療院を開業している人が多いため、視覚障害者はき師への雇用促進法に匹敵するものを制度化していただきたい。
全日本手をつなぐ育成会	○ 障害者自立支援法によって福祉サイドからの就労支援が強化され地域での働く場が増えている。知的障害、精神障害者については、地域生活支援の一環として就労支援があるという観点が重要で、労働、福祉のきめ細かな連携策が強く求められている。具体的にはハローワーク主導の「チーム支援」と自治体(市町村)主導の「自立支援協議会」とが一体的に運営できるガイドラインなどを示す必要がある。 ○ 従前よりも業種も多様化しており、小売り、サービス、流通、事務(PC 業務)等が特に増加している。これをさらに推進し、第一次産業への参入も視野に入れ、業種開拓の取り組みが必要である。さらには障害者基本法で示された障害者本人の力量による芸術文化活動分野での活動など、夢のある希望の持てる職種の開拓も求められている。 ○ 障害者自立支援法により福祉サービスが市町村主体となった効果で、商工会議所などが中心となり、地域で支援することを意識したネットワークが増えている。関係機関による「地域雇用の創出ネットワーク化」をさらに促進し、新規事業所の展開を地域ぐるみで実施してゆける可能性を拡大していただきたい。そのためには、たとえば日本型の職人的技術継承スタイルで事業を展開している多くの中小企業(個人経営の小規模工場など)で、実態に即した柔軟で手厚い就業支援、職場定着支援がはかられるような工夫を期待したい。職場内就業訓練といえるような環境を設定していただきたい。 ○ さらに週 20 時間未満の働く場を提供してくれる地域の事業所(職種形態は特に問わない。クリニックや個人商店など)に、優遇策として奨励金などの交付(ポイントやマイレージなど)を検討するべきである。 ○ 本人向けには、資格取得を奨励し、PC オペレーターやバイリンガル養成などの日常的な職業スキルの向上やフォークリフトなどの特殊技能の取得に向けて資格が得られやすいよ

	うな制度を創設していただきたい。 ○ 最後に懸念事項を一つ。障害基礎年金受給者が就労すると、等級の下方変更や支給停止になってしまう事例が散見される。また、就労していることを理由に福祉サービスの利用を制限する自治体も少なくない。この種の対応が自治体ごとの異なる判断とならないよう、厚労省全体として解決に向けて取り組んでいただきたい。
公益社団法人全国精神保健福祉会	○ 短時間労働(週20時間以上0.5人換算)について。精神障害者では、5時間×週4日から仕事を始めることは困難な人がある。精神の障害特性に合わせて、もっと短い時間から仕事を始める仕組みが良いと考える。 ○ 障害者雇用の全体の支援体制を考えていかないと、雇用率アップは掛け声だけに終わる危惧を抱く。
社団法人 日本てんかん協会	○ てんかんのある人は、発作の有無だけが就労や雇用継続に際して、過大視されがちである。しかし、てんかん(発作)があるということから生じる、さまざまな病態や障害像を、発作への対処法(観察・記録)とともに社会(事業所)に正しく理解してもらうことが重要である。そのため、もっと国が社会啓発活動に民間と協力をしながら取り組む必要を感じている。 ○ また社会参加に際しては、移動支援、在宅支援(職業前訓練)、医療ネットワークとの連携など、障害者雇用促進だけに視点を限定しない、障害や病気のある人個人の生活全体をサポートする地域ネットワークの一員として、雇用支援も位置づけられる必要がある。 ○ さらに、障害者雇用の議論から少し逸脱するが、全国の協会会員から、ハローワークの対応に対する厳しい意見、“何もしてくれない”、“てんかんのことをわかってくれない”、などが絶えない。そして、就職したてんかんのある人の多くが自己努力による就職であるという実態もある。これは、制度のみならず運用面の課題が大きいことを示している。 ○ ハローワークのみならず、市区町村の窓口に就職支援サービスを移行するなど、抜本的な改正も必要である(たとえば、障害者自立支援法改正・障害者総合福祉法の制定と連動して、就労移行支援事業所に職業紹介機能を持たせるなどの役割拡大、等)。
一般社団法人日本発達障害ネットワーク	○ 雇用労働ではない様々な労働(=自己の労働能力で社会に参加し対価を得る)を可能にする社会的インフラの拡充促進が必要であると考えます。雇用か失業かではなく、離職しても他の働き方が出来る場を用意しておくことがこれからの社会に必要であり、重要である。働く能力と意思のある人すべてに仕事の間を用意することを国の基本政策・義務とし整備を進めてほしい。 ○ 知的障害、精神障害、発達障害については、就労継続のためには、就労支援・生活支援の両面からのフォローが重要であり、福祉と労働のきめ細かな連携が必要である。 ○ 現在、地域障害者職業センターにおいて試行実施されている「発達障害者就労支援カリキュラム」を含めた、発達障害者に対する専門的支援について、すべての地域障害者職業センターにおいて常設として実施してほしい。 ○ 一方で、通常の雇用促進のしくみ、例えば一般能力開発校においても障害者を平等に受け入れ、そこでも合理的配慮をするなどの取り組みこそが真の共生社会であると考えます。 ○ また、就労困難状況にある発達障害のある人は、仕事に対する具体的なイメージを持っていないことが多く、経験が不足しがちである。縮小しつつある労働市場を鑑みると、段階的な就労体験の場＝中間労働市場(競争労働と福祉の中間)での体験が必要であると考えている。体験を経た後には、一般就労に近い環境での従事は可能と考える。 ○ 地域生活支援の一環として就労支援があると考えれば、働く障害者の生活面の支援(グループホーム、余暇活動等など)も欠かすことが出来ない重要な点であるが、就労している

	障害者に対する支援策が非常に希薄である。今後は、障害者就業・生活支援センターなど、地域の支援機能の強化を図り、フォローアップも含めて継続した支援をきちんと提供出来るようにすることが大切である。 ○ 上記の提案(福祉制度に関わる部分もあり、労働の領域で出来る制度・政策に限定されていない部分もあるが)をもってしても、雇用率制度の対象にならず、職業的困難を抱える発達障害のある人は少なくない。 若年不就労者の雇用対策と障害者雇用対策の狭間にある発達障害のある人が適切な支援を受けられるよう、発達障害の診断のみで受けることができる支援制度を充実して欲しい。現状の発達障害者雇用開発助成金など、発達障害独自の取り組みを引き続き積極的に行っていただくことが必要であり重要である。
一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会	○ 障害を持つ人にとっても、企業にとっても、また同僚との関係においても、その企業の特長や障害を持つ人の特性や個性に応じた柔軟な対応が可能な制度とするべき。一律な作業を行っている企業あるいは工場のような場所で働くことを前提としているように見える。現代社会の働く場所というコンセプトが必要ではないか。 ○ かなり改善されてきてはいるが、現在の障害者雇用促進制度は、まだまだ就労してからの配慮が十分ではない。そのことは、就労してからの離職率が高いことからあきらか。今後、精神障害や難病、慢性疾患をもつ障害者の就労を促進していくためには、通院など医学的管理の保障や、職場での理解促進、環境づくりなど、よりきめ細かな制度として、必要な支援体系を整備していくべきである。 ○ そのために、次のようなことを参考にいただければと考える。 ・厚生労働科学研究費助成難治性疾患克服研究事業「希少性難治性疾患患者に関する医療の向上及びにおける就労支援についての研究成果を積極的に取り入れて具体化できることからすすめること。 ・難病や長期慢性疾患患者の特性や必要な配慮について、企業や社会への理解を促進するための対策を当事者団体とともに具体化し進めること。とくにハローワークなどの就労支援機関において、人材養成・配置を急ぐこと。 ・トライアル雇用やモデル事業などを効果的に活用して、その経験を蓄積し普及していくこと。 ・当面、現在の「難治性疾患患者雇用開発助成金」(難開金)については、正社員以外でも、また、新規採用だけでなく就労中の難病患者であっても適用できるよう柔軟な対応を行うこと。 ・精神障害者等のステップアップ雇用奨励金およびグループ雇用奨励加算金制度を、難病患者にも適用できるようにすること。
東京障害者職業センター	○ 企業の障害者雇用に向けた取組実態を反映し、インセンティブを高める施策を検討してはどうかと考える。 ○ たとえば、職場実習を受け入れている、福祉施設に作業を提供している(発注している)、週 20 時間未満の雇用をしているなど、雇用に向けて前向きに取り組んでいるものの、いまだ雇用率を達成できていない場合は、そうした企業姿勢の評価を加えての施策は考えられないであろうか。
ハローワーク府中	○ 雇用の安定を図るためには、職場定着支援、生活支援等のチーム支援が重要となっており、ハローワークはもとより、様々な支援機関の体制強化が重要と思われる。 ○ 障害者雇用促進のために自治体における入札制度や、企業における CSR 調達制度などの取組もあるが、次世代法における認定マークのような、さらに企業の営業活動上の視点でも認識が上がる制度の検討も一考と思われる。 ○ 一層の障害者雇用推進については、納付金制度や助成制度において大企業と中小企業間の経済的負担バランスの検討も必要との声もある。

障害者の雇用に関する事業所アンケート 調査の概要

1. 目的

「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」において、障害者の範囲等を検討するため、事業所における障害者の雇用の状況や今後の障害者雇用の方針等の基礎資料を得ることを目的に事業所アンケートを実施する。

2. 調査の対象

事業所規模 5 人以上の雇用保険適用事業所 1000 事業所。事業所規模別の層化無作為抽出を行う。

3. 調査方法

郵送により、別添アンケート調査票を上記調査対象事業所に送付し、記入後、厚生労働省障害者雇用対策課あて返送を依頼した。

4. 調査時期

平成 24 年 1 月～2 月（調査時点は、平成 23 年 12 月 1 日）

5. 調査票の回収状況等

回収数は 432 通、回収率 43.2%であった。事業所規模別の回収状況は下表のとおり。

事業所 規模	5～9 人	10～29 人	30～ 55 人	56～ 99 人	100～ 199 人	200～ 299 人	300～ 999 人	1000 人以上	規模不 明	合計
調査対象 の母数	332,457 (41.0%)	288,200 (35.5%)	81,773 (10.1%)	47,475 (5.9%)	32,418 (4.0%)	11,118 (1.4%)	14,651 (1.8%)	3,446 (0.4%)	0 (0.0%)	811,538 (100.0%)
配布数	144	144	144	144	144		144	136	0	1000
	—	—	—	—	107	37	—	—	—	—
回収数	67 (15.5%)	87 (20.1%)	68 (15.7%)	68 (15.7%)	45 (10.4%)	16 (3.7%)	45 (10.4%)	26 (6.0%)	10 (2.3%)	432 (100.0%)
回収率	46.5%	60.4%	47.2%	47.2%	42.4%		31.3%	19.1%	—	43.2%

6. 調査項目

I 事業所の属性

- 1 事業所の従業員数、企業の形態、事業所の業種
- 2 障害者の雇用状況（身体、知的、精神（採用前・採用後））

II 精神障害者の雇用について

- 1 (1) 採用前精神障害者の雇用のきっかけ
(2) 採用前精神障害者の精神障害者であることの確認方法
- 2 (1) 精神障害者の雇用管理上の配慮事項
(2) 精神障害者の職場定着等の協力機関
(3) 精神障害者を雇用してよかったこと
- 3 精神障害者の職務遂行面・職場適応面の状況

Ⅲ 今後の精神障害者雇用の方針

- 1 精神障害者の採用方針の変化
- 2 今後の精神障害者の雇用方針
- 3 精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる支援制度の認知・利用状況

Ⅳ その他雇用管理上の配慮が必要な方の状況

- 1 発達障害者や難治性疾患患者の雇用状況
- 2 発達障害者の疾患名・雇用管理上の配慮事項
- 3 難治性疾患患者の疾患名・雇用管理上の配慮事項
- 4 今後の発達障害者、難治性疾患患者の雇用方針

Ⅴ その他

障害者雇用に対する意見（自由記述）

7. 調査結果のポイント

- (1) 回答があった 432 事業所中、身体障害者については 192 事業所 (44.4%)、知的障害者については 66 事業所 (15.3%)、精神障害者については 62 事業所 (14.4%) (採用前：36 事業所、採用後 34 事業所) で雇用されていた。
発達障害者については 13 事業所 (3.0%)、難治性疾患患者については 10 事業所 (2.3%) で雇用されていた。
前回調査（平成 15 年 2 月）では、精神障害者の雇用があった事業所は 415 事業所中 45 事業所 (10.8%) であり、精神障害者を雇用している事業所の割合が増加した。
- (2) 採用前精神障害者の雇用経験のある 47 事業所において、精神障害者を雇い入れた時の主なきっかけは「精神障害者が雇用率の算定対象になった（法定雇用率を達成するため）」が最も多く 20 事業所 (42.6%) であった。
- (3) 今後の精神障害者の雇用方針としては、雇用に向きな企業は 142 社 (32.8%) であり、前回調査 72 事業所 (17.4%) に比べて、雇用に向きな企業が増加した。
- (4) 精神障害者の職務遂行面・職場適応面の評価としては、各項目について、障害者を雇用していない事業所の方が、精神障害者の雇用経験がある事業所に比べて、「問題あり」と回答した割合が高くなっていた。
- (5) 精神障害者の雇用促進のために期待する支援としては、「雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援」(47.6%)、「社内での精神障害者の雇用に関する周知や理解促進」(44.5%) と回答した事業所が多かった。

障害者の雇用に関する事業所アンケート 調査結果

I 事業所の属性と障害者雇用

1 事業所の従業員数、企業の形態、事業所の業種 別紙のとおり

2 障害者の雇用状況（身体、知的、精神（採用前・採用後））

432 事業所中、身体障害者については 192 事業所(44.4%)1293 人、知的障害者については 66 事業所(15.3%)389 人、精神障害者については 62 事業所(14.4%) 116 人（採用前精神障害者：36 事業所(8.3%)70 人、採用後精神障害者：34 事業所(7.9%)46 人）が雇用されていた。※（ ）内は回答事業所に占める割合

（1）事業所規模別の障害者の雇用の状況

事業所規模別にみると、概ね事業所規模が大きいほど障害者雇用をしている事業所の割合が高くなっていた。

<表 1> 事業所規模別身体障害者・知的障害者の雇用状況（N=432）

	全体	身体障害者			知的障害者		
事業所規模	事業所数	事業所数	(割合)	人数	事業所数	(割合)	人数
9 人以下	67	4	(6.0%)	5	0	(0.0%)	0
10～29 人	87	16	(18.4%)	29	3	(3.4%)	5
30～55 人	68	21	(30.9%)	27	8	(11.8%)	18
56～99 人	68	28	(41.2%)	56	10	(14.7%)	11
100～199 人	45	33	(73.3%)	82	8	(17.8%)	20
200～299 人	16	14	(87.5%)	94	4	(25.0%)	98
300～999 人	45	43	(95.6%)	255	14	(31.1%)	68
1000 人以上	26	26	(100.0%)	665	16	(61.5%)	146
不明・無記入	10	7	(70.0%)	80	3	(30.0%)	23
合計	432	192	(44.4%)	1293	66	(15.3%)	389

<表 2> 事業所規模別精神障害者（採用前・採用後）の雇用状況（N=432）

	全体	精神障害者			採用前精神障害者			採用後精神障害者		
事業所規模	事業所数	事業所数	(割合)	人数	事業所数	(割合)	人数	事業所数	(割合)	人数
9 人以下	67	0	(0.0%)	0	0	(0.0%)	0	0	(0.0%)	0
10～29 人	87	5	(5.7%)	5	3	(3.4%)	3	3	(2.3%)	2
30～55 人	68	6	(8.8%)	7	3	(4.4%)	4	3	(4.4%)	3
56～99 人	68	5	(7.4%)	6	3	(4.4%)	2	3	(4.4%)	4
100～199 人	45	11	(24.4%)	20	5	(11.1%)	14	5	(11.1%)	6
200～299 人	16	5	(31.3%)	20	5	(31.3%)	19	1	(6.3%)	1
300～999 人	45	14	(31.1%)	27	6	(13.3%)	9	10	(22.2%)	18
1000 人以上	26	14	(53.8%)	25	9	(34.6%)	13	9	(34.6%)	12
不明・無記	10	2	(20.0%)	6	2	(20.0%)	6	0	(0.0%)	0
合計	432	62	(14.4%)	116	36	(8.3%)	70	34	(7.9%)	46

(2) 業種別の障害者の雇用状況

業種別に見た障害者の雇用状況は、表3・表4の通り。

<表3> 業種別身体障害者・知的障害者の雇用状況 (N=432)

業種	全体	身体障害者			知的障害者		
	事業所数	事業所数	(割合)	人数	事業所数	(割合)	人数
農業、林業、漁業	2	1	(50.0%)	2	0	(0.0%)	0
鉱業、建設業	31	7	(22.6%)	38	0	(0.0%)	0
製造業	111	60	(54.1%)	486	26	(23.4%)	65
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	(33.3%)	6	0	(0.0%)	0
情報通信業	8	3	(37.5%)	37	1	(12.5%)	1
運輸業、郵便業	33	18	(54.5%)	60	3	(9.1%)	10
卸売業、小売業	44	19	(43.2%)	171	7	(15.9%)	118
金融業、保険業	11	11	(100.0%)	66	1	(9.1%)	11
不動産業、物品賃貸業	6	0	(0.0%)	0	0	(0.0%)	0
学術研究、専門・技術サービス業	8	2	(25.0%)	2	0	(0.0%)	0
宿泊業、飲食サービス業	14	4	(28.6%)	5	4	(28.6%)	7
生活関連サービス業、娯楽業	7	1	(14.3%)	7	2	(28.6%)	12
教育、学習支援業	10	7	(70.0%)	92	2	(20.0%)	17
医療、福祉	70	33	(47.1%)	90	13	(18.6%)	39
複合サービス事業	7	5	(71.4%)	18	2	(28.6%)	12
その他サービス業	51	15	(29.4%)	82	4	(7.8%)	23
不明・無記入	16	5	(31.3%)	131	1	(6.3%)	74
合計	432	192	(44.4%)	1293	66	(15.3%)	389

<表4> 業種別精神障害者（採用前・採用後）の雇用状況 (N=432)

業種	全体	精神障害者			採用前精神障害者			採用後精神障害者		
	事業所数	事業所数	(割合)	人数	事業所数	(割合)	人数	事業所数	(割合)	人数
農業、林業、漁業	2	0	(0.0%)	0	0	(0.0%)	0	0	(0.0%)	0
鉱業、建設業	31	1	(3.2%)	2	0	(0.0%)	0	1	(3.2%)	2
製造業	111	18	(16.2%)	24	10	(9.0%)	11	9	(8.1%)	13
電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	(33.3%)	1	1	(33.3%)	1	0	(0.0%)	0
情報通信業	8	1	(12.5%)	1	1	(12.5%)	1	0	(0.0%)	0
運輸業、郵便業	33	1	(3.0%)	1	0	(0.0%)	0	1	(3.0%)	1
卸売業、小売業	44	7	(15.9%)	20	6	(13.6%)	16	3	(6.8%)	4
金融業、保険業	11	5	(45.5%)	6	3	(27.3%)	3	2	(18.2%)	3
不動産業、物品賃貸業	6	1	(16.7%)	0	1	(16.7%)	0	0	(0.0%)	0
学術研究、専門・技術サービス業	8	1	(12.5%)	1	0	(0.0%)	0	1	(12.5%)	1
宿泊業、飲食サービス業	14	1	(7.1%)	1	0	(0.0%)	0	1	(7.1%)	1
生活関連サービス業、娯楽業	7	1	(14.3%)	8	1	(14.3%)	8	0	(0.0%)	0
教育、学習支援業	10	4	(40.0%)	7	1	(10.0%)	1	3	(30.0%)	6
医療、福祉	70	10	(14.3%)	21	6	(8.6%)	16	4	(5.7%)	5
複合サービス事業	7	1	(14.3%)	5	1	(14.3%)	4	1	(14.3%)	1
その他サービス業	51	7	(13.7%)	10	3	(5.9%)	4	6	(11.8%)	6
不明・無記入	16	2	(12.5%)	8	2	(12.5%)	5	2	(12.5%)	3
合計	432	62	(14.4%)	116	36	(8.3%)	70	34	(7.9%)	46

(3) 各障害者の雇用経験の有無

調査に回答した 432 事業所のうち、身体障害者の雇用経験のある事業所は約 5 割であった一方で、知的障害者や精神障害者の雇用経験のある事業所は約 2 割であった。

<表 5> 障害者の雇用経験の有無 (N=432)

項目	身体 障害者	(構成比)	知的 障害者	(構成比)	精神 障害者	(構成比)	採用前 精神	(構成比)	採用後 精神	(構成比)
いる	192	(44.4%)	66	(15.3%)	62	(14.4%)	36	(8.3%)	34	(7.9%)
現在はいない が過去はいた	32	(7.4%)	16	(3.7%)	31	(7.2%)	11	(2.5%)	22	(5.1%)
現在も過去も いない	186	(43.1%)	305	(70.6%)	297	(68.8%)	326	(75.5%)	309	(71.5%)
不明	10	(2.3%)	15	(3.5%)	19	(4.4%)	22	(5.1%)	25	(5.8%)
無記入	12	(2.8%)	30	(6.9%)	23	(5.3%)	37	(8.6%)	42	(9.7%)
合計	432	(100.0%)	432	(100.0%)	432	(100.0%)	432	(100.0%)	432	(100.0%)

(4) 前回調査との比較

平成 15 年 2 月に精神障害者の雇用の促進等に関する研究会において行われた「精神障害者の雇用に関するアンケート調査」(以下、「前回調査」という。)は、今回と同様の調査方法(事業所規模 5 人以上の雇用保険適用事業所 1000 事業所を事業所規模別の層化無作為抽出して行う郵送調査)によりアンケートを行ったものであり、回収数は 415 通(回収率 41.5%)であった。

前回調査は精神障害者の雇用についてのみ調査をしたものであることから、精神障害者の雇用状況について比較してみると、前回調査では精神障害者を雇用していると回答した事業所は、回答 415 事業所中 45 事業所(10.8%)だったが、今回は 432 事業所中 62 事業所(14.4%)と増加していた。

また、採用前精神障害者については、前回 7 事業所(1.7%)から今回 36 事業所(8.3%)と大幅に増加していた。

<表 6> 事業所規模別精神障害者の雇用状況(前回調査との比較)

事業所規模	今回調査			前回調査		
	回答事業所数	雇用事業所数	(割合)	回答事業所数	雇用事業所数	(割合)
9 人以下	67	0	(0.0%)	56	0	(0.0%)
10～29 人	87	6	(6.9%)	65	1	(1.5%)
30～55 人	68	6	(8.8%)	59	1	(1.7%)
56～99 人	68	5	(7.4%)	57	5	(8.8%)
100～299 人	61	15	(24.6%)	85	10	(11.8%)
300～999 人	45	14	(31.1%)	58	16	(27.6%)
1000 人以上	26	14	(53.8%)	33	12	(36.4%)
不明・無記入	10	2	(20.0%)	2	0	(0.0%)
合計	432	62	(14.4%)	415	45	(10.8%)

Ⅱ 精神障害者の雇用経験のある事業所への調査

1 採用前精神障害者の雇用経験のある事業所

(1) 採用前精神障害者の雇用のきっかけ

採用前精神障害者の雇用経験がある 47 事業所に対し、精神障害者を雇い入れた時の主なきっかけを聞いたところ、最も多かったのは「精神障害者が雇用率の算定対象になった（法定雇用率を達成するため）」（42.6%）であり、続いて「企業の社会的責任を果たすため」（34.0%）、「ハローワークから紹介された」（31.9%）、「必要な仕事ができそうなので雇い入れた」（31.9%）が多かった。

「その他」の自由記述としては、親会社や社員からの紹介、グループ会社からの移籍などであった。

前回調査でも、同様の質問をしているが、回答数が少ないため、参考値とする。

<表 7> 精神障害者を雇い入れた時の主なきっかけ（複数回答）

項目	今回調査		前回調査(参考値)	
	事業所数(N=47)	(割合)	事業所数(N=7)	(割合)
精神障害者が雇用率の算定対象になった(法定雇用率を達成するため)	20	(42.6%)	－	－
事業拡大や人手不足のため雇入れの必要があった	4	(8.5%)	2	(28.6%)
ハローワークから紹介された	15	(31.9%)	0	(0.0%)
民間の職業紹介事業者等から紹介された	3	(6.4%)	－	－
医療機関から頼まれた	1	(2.1%)	1	(14.3%)
支援機関から頼まれた	4	(8.5%)		
知り合いから頼まれた	4	(8.5%)	1	(14.3%)
必要な仕事ができそうなので雇い入れた	15	(31.9%)	2	(28.6%)
企業の社会的責任を果たすため	16	(34.0%)	2	(28.6%)
その他	6	(12.8%)	2	(28.6%)

(2) 採用前精神障害者の精神障害者であることの確認方法

採用前精神障害者の雇用経験がある 47 事業所に対し、精神障害者を雇い入れた時に精神障害者であることを何によって確認したか聞いたところ、「精神保健福祉手帳」が最も多く、30 事業所（63.8%）であった。

「その他」の自由記述としては、紹介元からの情報が 5 件、本人の申出が 3 件などであった。

なお、前回調査では、個人票において同様の質問をしているが、回答があった 11 人の確認方法は、精神障害者保健福祉手帳(6 人、54.5%)であり、「その他」の 3 人は、公費負担患者票、障害年金の年金証書、紹介元からの情報であった。

<表 8> 精神障害者であることの確認方法（複数回答）

項目	今回調査(複数回答)		前回調査	
	事業所数(N=47)	(割合)	障害者数(N=11)	(割合)
精神障害者保健福祉手帳	30	(63.8%)	6	(54.5%)
主治医の診断・意見書	7	(14.9%)	2	(18.2%)
産業医の診断・意見書	0	(0.0%)	0	(0.0%)
1～3以外の方法で確認	10	(21.3%)	3	(27.3%)

2 精神障害者について

(1) 精神障害者の雇用管理上の配慮事項

採用前・採用後精神障害者の雇用経験がある 93 事業所に対し、雇用している（していた）精神障害者に対し、どのような雇用管理上の配慮を行っていたか聞いたところ、回答 87 事業所のうち、最も多かったのは「業務量への配慮」（72.4%）であり、続いて「配置転換など配置についての配慮」（56.3%）、「短時間勤務など勤務時間の配慮」（46.0%）、「通院・服薬管理など医療上の配慮」（46.0%）が多かった。

採用前・採用後精神障害者別にみると、ともに「業務量への配慮」（採用前 73.9%、採用後 76.5%）が多かったが、採用前精神障害者を雇用している事業所においては次いで「短時間勤務など勤務時間の配慮」（56.5%）が多く、採用後精神障害者を雇用している事業所においては次いで「配置転換など配置についての配慮」（74.5%）が多かった。

「その他の配慮」の自由記述としては、在宅業務の提供、担当業務の配慮（苦手な業務を担当させない等）等の記述があった。

「特段の配慮を行っていない」と回答した事業所は 0 事業所であったが、無回答が 6 事業所あったことに留意が必要である。

<表 9> 精神障害者の雇用管理上の配慮（複数回答）

項目	精神障害者		採用前精神		採用後精神	
	事業所数 (N=87)	(割合)	事業所数 (N=46)	(割合)	事業所数 (N=51)	(割合)
短時間勤務など勤務時間の配慮	40	(46.0%)	26	(56.5%)	22	(43.1%)
休暇を取得しやすくする等休養への配慮	32	(36.8%)	12	(26.1%)	23	(45.1%)
業務量への配慮	63	(72.4%)	34	(73.9%)	39	(76.5%)
配置転換など配置についての配慮	49	(56.3%)	18	(39.1%)	38	(74.5%)
作業環境、施設・設備・機器の改善	12	(13.8%)	9	(19.6%)	6	(11.8%)
工程の単純化など職務内容への配慮	30	(34.5%)	19	(41.3%)	15	(29.4%)
作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫	20	(23.0%)	19	(41.3%)	7	(13.7%)
通院・服薬管理など医療上の配慮	40	(46.0%)	19	(41.3%)	27	(52.9%)
業務遂行を援助する者の配置	24	(27.6%)	17	(37.0%)	10	(19.6%)
職業生活に関する相談員の配置・委嘱	12	(14.0%)	7	(15.2%)	6	(11.8%)
職場内における健康管理等の相談支援体制の確保	18	(20.7%)	8	(17.4%)	13	(25.5%)
外部の支援機関との連携支援体制の確保	18	(20.7%)	13	(28.3%)	8	(15.7%)
その他の配慮	3	(3.4%)	2	(4.3%)	1	(2.0%)
特段の配慮を行っていない	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)

(2) 精神障害者の職場定着等の協力機関

採用前・採用後精神障害者の雇用経験がある 93 事業所に対し、精神障害者の職場定着、職場適応のための支援について協力を得た者について聞いたところ、回答 70 事業所のうち、最も多かったのは「産業医や産業保健スタッフ」（37.1%）であり、続いて「主治医」（35.7%）、「障害者就業・生活支援センターの職員」（31.4%）、が多かった。

採用前・採用後精神障害者別にみると、採用前精神障害者を雇用している事業所においては、「障害者就業・生活支援センター」（51.4%）「地域障害者職業センターの職員」（35.1%）、採用後精神障害者を雇用している事業所においては「産業医や産業保健スタッフ」（53.5%）、「主治医（48.8%）」の順に回答が多かった。

「その他」の自由記述としては、特別支援学校教諭、院内相談員等の記述があった。

「どこからの支援も受けていない」と回答した事業所は0事業所であったが、無回答が23事業所あったことに留意が必要である。

<表 10> 精神障害者の職場定着等の協力機関（複数回答）

項目	精神障害者		採用前		採用後	
	事業所数 (N=70)	(割合)	事業所数 (N=37)	(割合)	事業所数 (N=43)	(割合)
ハローワークの職員	12	(17.1%)	12	(32.4%)	3	(7.0%)
地域障害者職業センターの職員	14	(20.0%)	13	(35.1%)	5	(11.6%)
障害者就業・生活支援センターの職員	22	(31.4%)	19	(51.4%)	7	(16.3%)
主治医	25	(35.7%)	6	(16.2%)	21	(48.8%)
医療機関のソーシャルワーカー	5	(7.1%)	4	(10.8%)	1	(2.3%)
社会福祉施設の指導員等	7	(10.0%)	7	(18.9%)	0	(0.0%)
保健所や精神保健福祉センターの職員	1	(1.4%)	0	(0.0%)	1	(2.3%)
産業医や産業保健スタッフ	26	(37.1%)	5	(13.5%)	23	(53.5%)
家族	18	(25.7%)	7	(18.9%)	14	(32.6%)
その他	4	(5.7%)	2	(5.4%)	3	(7.0%)
どこからの支援も受けていない	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)

(3) 精神障害者を雇用してよかったこと

採用前・採用後精神障害者の雇用経験がある93事業所に対し、精神障害者の職場定着、職場適応のための支援について協力を得た者について聞いたところ、回答62事業所のうち、最も多かったのは「精神障害に対する従業員の理解が進んだ」(56.5%)であり、続いて「会社としても精神障害者雇用のノウハウを学ぶことができた」(53.2%)であった。

「その他」の自由記述としては、「得意分野を生かして戦力となっている。」「単純作業に従事してもらう事が多いが、健常者より能力が上回る場合もあり、適材適所で助けられた。」といった記述があった。

「特にない」と回答した事業所は2事業所であったが、無回答が31事業所あったことに留意が必要である。

<表 11> 精神障害者を雇用して良かったこと(複数回答)(N=62)

項目	事業所数	(割合)
社員の対人態度が柔らかくなった。	5	(8.1%)
職場全体の雰囲気が良くなった	2	(3.2%)
精神障害に対する従業員の理解が進んだ	35	(56.5%)
精神障害者の働く姿勢に刺激を受けて、職場全体の意欲	6	(9.7%)
会社としても精神障害者雇用のノウハウを学ぶことができた	33	(53.2%)
その他	2	(3.2%)
特にない	2	(3.2%)

3 精神障害者の職務遂行面・職場適応面の状況

全事業所に対し、精神障害者の職務遂行や職場適応について聞いたところ、概ね「問題あり」や「個人差が大きい」との回答がそれぞれ約3割、「わからない」との回答が約2割であった。

各項目をみると、「基礎体力」(22.6%)や「出退勤等の労働習慣」(20.8%)では「問題ない」と回答した事業所が他の項目に比べて多く、「とっさの事態に対する判断力」(48.8%)や「指示に対する理解力」(39.3%)では「問題あり」と回答した事業所が他の項目に比べて多かった。

また、「問題あり」と回答した事業所を、精神障害者の雇用経験等の有無別でみると、多くの項目について雇用経験のない事業所ほど「問題あり」と回答した事業所の割合が高かった。

＜表 12＞精神障害者の職務遂行面・職場適応面（N=424）

		問題ない	問題あり	個人差が大きい	わからない	未回答
職務遂行面	(1)基礎体力	22.6%	20.3%	34.2%	22.9%	1.7%
	(2)持久力	13.0%	26.9%	34.9%	25.2%	1.9%
	(3)手先の器用さ	18.2%	20.0%	37.3%	24.5%	1.9%
	(4)動作の機敏さ	11.1%	30.4%	36.1%	22.4%	1.9%
	(5)指示に対する理解力	9.2%	39.3%	32.0%	19.5%	1.6%
	(6)職務への集中力	8.2%	36.2%	34.3%	21.4%	1.4%
	(7)とっさの事態に対する判断力	3.8%	48.8%	25.6%	21.8%	1.4%
	(8)職務遂行の正確さ	9.4%	33.6%	34.8%	22.1%	1.6%
	(9)職務遂行の能率	6.6%	32.3%	39.6%	21.5%	1.9%
職場適応面	(10)健康管理	18.0%	25.1%	29.3%	27.7%	1.9%
	(11)症状の安定	6.1%	36.2%	31.7%	26.1%	1.2%
	(12)精神的なタフさ	4.0%	36.5%	32.0%	27.5%	1.2%
	(13)勤労意欲	13.6%	26.3%	35.9%	24.2%	1.2%
	(14)出退勤等の労働習慣	20.8%	26.7%	26.4%	26.2%	1.7%
	(15)円滑な人間関係	9.9%	30.3%	33.1%	26.8%	1.2%
	(16)生活管理	14.4%	20.0%	31.4%	34.2%	1.7%
	(17)総合的に見て	6.4%	36.1%	35.8%	21.7%	1.7%

＜表 13＞精神障害者の職務遂行面・職場適応面（問題ありと回答した事業所の割合）

	「問題あり」と回答した事業所の割合	全体 (N=424)	精神障害者 雇用経験あり (N=93)	他の障害者 雇用経験あり (N=160)	雇用なし (N=169)
職務遂行面	(1)基礎体力	20.3%	7.5%	15.6%	31.4%
	(2)持久力	26.9%	18.3%	15.6%	31.4%
	(3)手先の器用さ	20.0%	3.3%	16.3%	32.9%
	(4)動作の機敏さ	30.4%	17.2%	26.1%	39.5%
	(5)指示に対する理解力	39.3%	10.2%	38.1%	51.8%
	(6)職務への集中力	36.2%	24.7%	32.3%	45.9%
	(7)とっさの事態に対する判断力	48.8%	37.6%	45.3%	57.6%
	(8)職務遂行の正確さ	33.6%	11.8%	32.5%	46.5%
	(9)職務遂行の能率	32.3%	21.5%	28.1%	42.0%
職場適応面	(10)健康管理	25.1%	21.5%	22.4%	29.3%
	(11)症状の安定	36.2%	38.7%	35.2%	35.5%
	(12)精神的なタフさ	36.5%	45.7%	34.0%	34.3%
	(13)勤労意欲	26.3%	18.3%	24.7%	32.5%
	(14)出退勤等の労働習慣	26.7%	15.1%	29.2%	31.0%
	(15)円滑な人間関係	30.3%	26.9%	30.2%	32.0%
	(16)生活管理	20.0%	16.1%	18.5%	24.0%
	(17)総合的に見て	36.1%	22.8%	31.1%	48.2%

Ⅲ 今後の精神障害者雇用の方針

1 精神障害者の採用方針の変化

(1) 精神障害者の雇用率算定特例の認知度と平成18年度以前の雇用の状況

精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）については、平成18年度から障害者雇用率の算定対象になったところであるが、その認知度について聞いたところ、432事業所中「知っていた」と回答した事業所が237事業所(54.9%)であった。

また、平成18年度以前に精神障害者を雇用していたか聞いたところ、「雇用していた」と回答した事業所が36事業所(8.3%)であった。

平成18年度以前に精神障害者を雇用していた事業所は、雇用していなかった事業所に比べ、雇用率算定特例の認知度が高かった。

＜表14＞精神障害者の雇用率算定特例の認知度と平成18年度以前の雇用の状況（N=432）

		平成18年度以前の精神障害者の雇用の状況			
		雇用あり (構成比)	雇用なし (構成比)	未回答 (構成比)	合計 (構成比)
雇用率算定	知っていた	29 (80.6%)	205 (53.7%)	3 (21.4%)	237 (54.9%)
	知らなかった	6 (16.7%)	175 (45.8%)	3 (21.4%)	184 (42.6%)
	未回答	1 (2.8%)	2 (0.5%)	8 (57.1%)	11 (2.5%)
	合計	36 (8.3%)	382 (88.4%)	14 (3.2%)	432 (100.0%)

(2) 平成18年度以降の精神障害者の雇用方針の変化

平成18年度以降の精神障害者の雇用方針の変化について聞いたところ、多くの事業所が「特に雇用に関する方針は変わらない」(86.8%)と回答した。

「その他」の自由記述としては、「職種や業務内容（技術が必要、危険が伴う等）により雇用が難しい」といった記述が8件、「障害の種別にかかわらず採用している」、「応募がなかった」、「本社にて採用は一元化している」といった内容の記述がそれぞれ2件などであった。

＜表15＞平成18年度以降の精神障害者の雇用方針（N=432）

項目	事業所数	(構成比)
積極的に雇用するようになった	12	(2.8%)
特に雇用に関する方針は変わらない	375	(86.8%)
その他	27	(6.3%)
不明	18	(4.2%)
全体	432	(100.0%)

平成18年度以前の雇用状況などを合わせてみると、積極的に雇用するようになった12事業所のうち全事業所が、精神障害者の雇用率算定を知っていたことがわかった。

＜表 16＞平成18年度以降の精神障害者の雇用方針（雇用の有無、雇用率算定の認知度別）

	知っていた		知らなかった		合計
	雇用あり	雇用なし	雇用あり	雇用なし	
積極的に雇用するようになった (構成比)	4 (33.3%)	8 (66.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	12 (100.0%)
特に雇用に関する方針は変わらない (構成比)	23 (6.1%)	178 (47.5%)	6 (1.6%)	164 (43.7%)	375 (100.0%)
その他 (構成比)	2 (7.4%)	16 (59.3%)	0 (0.0%)	6 (22.2%)	27 (100.0%)
合計 (構成比)	29 (6.7%)	205 (47.5%)	6 (1.4%)	175 (40.5%)	432 (100.0%)

2 今後の精神障害者の雇用方針

(1) 今後の精神障害者の雇用の方針

今後の精神障害者の雇用についてどのような考えか聞いたところ、「積極的に取り組みたいと思わないが、ある程度仕事のできそうな人が応募してくれば雇うかもしれない」と回答した事業所が最も多く128事業所(29.6%)あり、「積極的に精神障害者の雇用に取り組みたい」(3.2%)を合わせると、約3分の1の事業所(32.8%)が精神障害者の雇用に前向きであることがわかった。

なお、前回調査では2項目を合わせて17.4%であり、前回調査に比べて精神障害者の雇用に前向きな事業所の割合が増加したことがわかった。

＜表 17＞今後の精神障害者の雇用方針

	今回調査(N=432)		前回調査(N=415)	
	事業所数	(構成比)	事業所数	(構成比)
積極的に精神障害者の雇用に取り組みたい	14	(3.2%)	4	(1.0%)
積極的に取り組みたいと思わないが、ある程度仕事のできそうな人が応募してくれば雇うかもしれない	128	(29.6%)	68	(16.4%)
精神障害者の雇用管理のことがよくわからず不安なので、雇いたくない	54	(12.5%)	70	(16.9%)
精神障害者は仕事ができなかったり職場になじむのが難しかったりすると思うので雇いたくない	57	(13.2%)	52	(12.5%)
過去に精神障害者を雇用したが、仕事ができなかったり職場にうまくなじめなかったりしたので、雇いたくない	13	(3.0%)	13	(3.1%)
その他	67	(15.5%)	68	(16.4%)
わからない	90	(20.8%)	111	(26.7%)
不明	9	(2.1%)	29	(7.0%)
全体	432	(100.0%)	415	(100.0%)

「その他」の自由記述としては、雇用経験のない事業所からの記述が大半を占めており、記述のあった66件中約3分の2が業務内容上雇い入れが困難としており、理由としては、危険を伴う8件、免許や専門性が必要8件、接客・顧客対応7件、介護・保育業務5件などであった。また、経営上の理由（新規採用の予定なし等）を挙げたものや、仕事ができるかできないかで判断するといった、記述も見られた。

(2) 精神障害者の雇用促進のため期待する支援

精神障害者の雇用を促進するために、どのような支援が必要か聞いたところ、「雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援」(47.6%)が最も多く、続いて「社内での精神障害者の雇用に関する周知や理解促進」(44.5%)が多かった。

「支援制度や情報提供が充実しても、雇いたいと思わない」と回答した事業所は61事業所(14.6%)であった。

「その他」の自由記述としては、「できる仕事を見つけること」、「事業主と本人との間に障害者の事を良く知る人からの助言」、「通勤手段に制限があるので、何か支援を」といった具体的な支援に関する意見や、業務内容や経営上の理由から雇入れが難しいといった意見などがあつた。

＜表 18＞精神障害者の雇用促進のため期待する支援(複数回答)(N=418)

項目	事業所数	(割合)
雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援	199	(47.6%)
雇入れの際の助成制度の充実	135	(32.3%)
雇用継続のための助成制度の充実	148	(35.4%)
雇入れから雇用継続までの間の、外部からジョブコーチや介助者など人的支援の充実	153	(36.6%)
雇入れから雇用継続までの間の、職場内での人的支援体制の助成制度の充実	114	(27.3%)
社内での精神障害者の雇用に関する周知や理解促進	186	(44.5%)
雇入れ予定の障害者個々の障害特性や雇用管理上の留意点に関する情報提供	165	(39.5%)
雇用事例や障害特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供	139	(33.3%)
現行の支援制度(※別紙参照)に関する情報提供	70	(16.7%)
支援制度や情報提供が充実しても、雇いたいと思わない	61	(14.6%)
その他	40	(9.6%)

3 精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる支援制度の認知・利用状況

(1) 精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる支援制度の認知・利用状況

精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる支援制度を知っているか、また利用したことがあるか聞いたところ、利用が多かったのは「特定求職者雇用開発助成金」(6.7%)やジョブコーチ支援(4.9%)であった。

利用したことのない事業所の中で、今後利用したいとの回答が多かった項目としては、「精神障害者のための職場改善好事例集」等のガイドブックや事例集等

(29.4%)が最も多く、続いて「ハローワーク等が主催する精神障害者雇用促進に関するセミナーに参加」(22.4%)、「職場支援従事者助成金」(20.9%)、「トライアル雇用奨励金」(20.6%)が多かった。

＜表 19＞精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる支援制度の認知・利用状況（N=432）

	利用したことがある		利用したことはない				無回答
	役に立った	役に立たなかった	知っており、今後利用したい	知らなかったが、今後利用したい	知っているが、利用する予定はない	知らず、利用する予定もない	
1 ハローワークの専門スタッフによる支援（精神障害者雇用トータルサポーター等）	2.1%	0.2%	4.9%	13.9%	28.0%	44.0%	6.9%
2 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金	0.7%	0.0%	4.4%	13.7%	25.2%	49.3%	6.7%
3 精神障害者雇用安定奨励金	1.2%	0.0%	5.6%	13.7%	26.6%	46.1%	6.9%
4 地域障害者職業センターで実施する雇入れや職場復帰のための支援	1.6%	0.5%	6.5%	13.0%	24.3%	46.8%	7.4%
5 特定求職者雇用開発助成金	6.0%	0.7%	9.3%	9.5%	26.4%	40.3%	7.9%
6 トライアル雇用奨励金	3.9%	0.2%	12.7%	7.9%	28.0%	40.0%	7.2%
7 ジョブコーチ支援	4.4%	0.5%	6.9%	11.1%	22.7%	48.1%	6.3%
8 職場支援従事者助成金	1.2%	0.2%	6.5%	14.4%	20.8%	49.8%	7.2%
9 業務遂行援助者の配置（職場介助者等助成金）	1.9%	0.2%	4.4%	13.4%	19.0%	53.7%	7.4%
10 9以外の障害者雇用納付金制度に基づく助成金（健康相談医師の委嘱等）	0.2%	0.0%	3.9%	14.1%	18.5%	55.1%	8.1%
11 ハローワーク等が主催する精神障害者雇用促進に関するセミナーに参加	3.0%	0.7%	8.3%	14.1%	21.8%	44.9%	7.2%
12 「精神障害者のための職場改善好事例集」等のガイドブックや事例集等	2.3%	0.2%	7.9%	21.5%	16.0%	45.1%	6.9%

（２） 現行の支援制度の中で、改善した方がよい点

現在の支援制度の中で、改善した方がよい点等について自由記述で意見を聞いたところ、29 件の記述（「ありません」、「わかりません」を除く。）があった。

そのうち、助成制度に関するもの 13 件と多く、要件の緩和や申請の簡略化を求める内容が 8 件、採用後精神障害者の支援の充実を求めるものが 2 件等であった。その他、情報提供や企業への意識啓発の充実を求めるものが 5 件あった。

（３） その他、精神障害者の雇入れや職場復帰の促進、雇用継続のために、期待する支援制度や外部の支援機関に求めること等

その他、精神障害者の雇入れや職場復帰の促進、雇用継続のために、期待する支援制度や外部の支援機関に求めること等について自由記述で意見を聞いたところ、30 件の記述（「ありません」、「わかりません」を除く。）があった。

そのうち、助成制度に関することや情報提供・情報交換を求めるものが各 5 件、支援機関に関するものが 4 件、意識啓発に関するものが 3 件等であった。

例えば、助成制度に関して「就労の継続や欠勤等による企業側のリスクにも配慮した支援制度を作って欲しい」、情報提供・情報交換に関して「同業種で雇用している企業間の情報交換」、「他の社員への研修など。障害者に対する理解や対応を教えて欲しい」、支援機関に関して「雇用継続の為に相談事ができる機関」、意識啓発に関して「精神障害者が働く職場（上司・同僚）への勉強会の開催」、その他として「業種、職種により活用できる人材は異なり、十把一絡げの対応は適用そのものが困難であるので、中小企業にとってメリットが大きくなるような施策でないかと活用は難しい。」などの記述があった。

Ⅳ その他雇用管理上の配慮が必要な方の状況

1 発達障害者や難治性疾患患者の雇用状況

身体障害者、知的障害者、精神障害者以外の発達障害者又は難治性疾患患者で、その方の特性に応じて仕事の内容や勤務時間の配慮等雇用管理上の配慮が必要な方を雇用しているか聞いたところ、発達障害者を現在雇用している事業所は13事業所(3.0%)20人、難治性疾患患者を現在雇用している事業所は10事業所(2.3%)13人であった。

なお、無回答が約3割あったこと(※)に留意が必要である。

※ 調査票に、「把握している場合のみお答え下さい。本調査のために改めて本人に確認していただく必要はありません。」と記載している。

＜表 20＞発達障害者や難治性疾患患者の雇用状況（N=432）

項目	発達障害者	(構成比)	難治性疾患患者	(構成比)
いる	13	(3.0%)	10	(2.3%)
現在はいないが過去はいた	7	(1.6%)	5	(1.2%)
現在も過去もない	256	(59.3%)	246	(56.9%)
不明	42	(9.7%)	51	(11.8%)
無回答	114	(26.4%)	120	(27.8%)
全体	432	(100.0%)	432	(100.0%)

2 発達障害者の疾患名・雇用管理上の配慮事項

(1) 雇用している発達障害者の疾患名

発達障害者の雇用経験のある20事業所に対し、疾患名について質問したところ、回答があった18事業所のうち、「広汎性発達障害(自閉症・アスペルガー症候群等)」を選択した事業所が13事業所(68.4%)と最も多かった。

また、「把握していない」とした事業所が4事業所(22.2%)あった。

＜表 21＞雇用している発達障害者の疾患名(複数回答)（N=18）

項目	事業所数	(割合)
広汎性発達障害(自閉症・アスペルガー症候群等)	13	(68.4%)
学習障害	4	(21.1%)
注意欠陥多動性障害(ADHD)	1	(5.3%)
その他	0	(0.0%)
把握していない	4	(22.2%)

(2) 発達障害者の雇用管理上の配慮事項

発達障害者の雇用経験がある20事業所に対し、雇用している(していた)発達障害者に対し、どのような雇用管理上の配慮を行っていたか聞いたところ、回答があった18事業所のうち、最も多かったのは「業務量への配慮」及び「作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫」(73.7%)であり、続いて「配置転換など配置についての配慮」及び「工程の単純化など職務内容への配慮」(52.6%)が多かった。

「特段の配慮を行っていない」と回答した事業所は1事業所(5.6%)であった。

＜表 22＞発達障害者の雇用管理上の配慮（複数回答）（N=18）

項目	事業所数	（割合）
短時間勤務など勤務時間の配慮	5	（26.3%）
休暇を取得しやすくする等休養への配慮	0	（0.0%）
業務量への配慮	14	（73.7%）
配置転換など配置についての配慮	10	（52.6%）
作業環境、施設・設備・機器の改善	3	（15.8%）
工程の単純化など職務内容への配	10	（52.6%）
作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫	14	（73.7%）
通院・服薬管理など医療上の配慮	4	（21.1%）
業務遂行を援助する者の配置	3	（15.8%）
職業生活に関する相談員の配置・委嘱	1	（5.3%）
職場内における健康管理等の相談支援体制の確保	2	（10.5%）
外部の支援機関との連携支援体制の確保	4	（21.1%）
その他の配慮	0	（0.0%）
特段の配慮を行っていない	1	（5.6%）

3 難治性疾患患者の疾患名・雇用管理上の配慮事項

（１）雇用している難治性疾患患者の疾患名

難治性疾患患者の雇用経験のある 15 事業所に対し、疾患名について質問したところ、「潰瘍性大腸炎」、「パーキンソン病関連疾患」、「クローン病」がそれぞれ 3 事業所（20.0%）と多かった。

「その他」の自由記述としては、多発性硬化症、大腿骨頭壊死などであった。

また「把握していない」とした事業所は 1 事業所（6.7%）であった。

＜表 23＞雇用している難治性疾患患者の疾患名（複数回答）（N=15）

項目	事業所数	（割合）
潰瘍性大腸炎	3	（20.0%）
パーキンソン病関連疾患	3	（20.0%）
クローン病	3	（20.0%）
網膜色素変性症	2	（13.3%）
脊髄小脳変性症	1	（6.7%）
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	1	（6.7%）
その他	5	（33.3%）
把握していない	1	（6.7%）

（２）難治性疾患患者の雇用管理上の配慮事項

難治性疾患患者の雇用経験がある 15 事業所に対し、雇用している（していた）難治性疾患患者に対し、どのような雇用管理上の配慮を行っていたか聞いたところ、最も多かったのは「業務量への配慮」（60.9%）が最も多く、続いて「短時間勤務など勤務時間の配慮」及び「休暇を取得しやすくする等休養への配慮」（53.3%）が多かった。

「特段の配慮を行っていない」と回答した事業所は 2 事業所（13.7%）あった。

＜表 24＞難治性疾患患者の雇用管理上の配慮（複数回答）（N=15）

項目	事業所数	（割合）
短時間勤務など勤務時間の配慮	8	（53.3%）
休暇を取得しやすくする等休養への配慮	8	（53.3%）
業務量への配慮	9	（60.0%）
配置転換など配置についての配慮	6	（40.0%）
作業環境、施設・設備・機器の改善	2	（13.3%）
工程の単純化など職務内容への配慮	1	（6.7%）
作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫	0	（0.0%）
通院・服薬管理など医療上の配慮	6	（40.0%）
業務遂行を援助する者の配置	1	（6.7%）
職業生活に関する相談員の配置・委嘱	0	（0.0%）
職場内における健康管理等の相談支援体制の確保	3	（20.0%）
外部の支援機関との連携支援体制の確保	0	（0.0%）
その他の配慮	1	（6.7%）
特段の配慮を行っていない	2	（13.3%）

4 今後の発達障害者や難治性疾患患者の雇用方針

（１）今後の発達障害者や難治性疾患患者の雇用の方針

今後の発達障害者や難治性疾患患者の雇用についてどのような考えか聞いたところ、それぞれ「積極的に取り組みたいと思わないが、ある程度仕事のできそうな人が応募してくれば雇うかもしれない」と回答した事業所が最も多く約 2 割であった。前述の精神障害者と比較すると、「積極的に精神障害者の雇用に取り組みたい」と合わせた雇用に前向きな事業所の割合は 10%程度低かった。

「その他」の自由記述としては、記述があった 47 件のうち、32 件が「業務上の都合により雇用が難しい」といった内容であり、「危険を伴う仕事であるため」、「免許が必要」「重労働のため」「対人業務であるため」などであった。また、「問題なく業務を遂行できる人材であれば雇用したい」「今後余裕ができれば考えたい」「その方の能力や職場へのなじみ具合による」「支援の仕方を検討した上で」といった回答もあった。

また、「わからない」と回答した事業所がそれぞれ約 27%であったが、これについても精神障害者（20.8%）に比べるとやや高くなっていた。

＜表 25＞今後の発達障害者や難治性疾患患者の雇用方針（N=432）

	発達障害者		難治性疾患患者		精神障害者(再掲)	
	事業所数	（構成比）	事業所数	（構成比）	事業所数	（構成比）
積極的に雇用に取り組みたい	5	（1.2%）	4	（0.9%）	14	（3.2%）
積極的に取り組みたいと思わないが、ある程度仕事のできそうな人が応募してくれば雇うかもしれない	91	（21.1%）	94	（21.8%）	128	（29.6%）
雇用管理のことがよくわからず不安なので、雇いたくない	46	（10.6%）	44	（10.2%）	54	（12.5%）
仕事ができなかったり職場になじむのが難しかったりと思うので雇いたくない	74	（17.1%）	63	（14.6%）	57	（13.2%）
過去に雇用したが、仕事ができなかったり職場にうまくなじめなかったりしたので、雇いたくない	6	（1.4%）	4	（0.9%）	13	（3.0%）
その他	44	（10.2%）	47	（10.9%）	67	（15.5%）
わからない	116	（26.9%）	117	（27.1%）	90	（20.8%）
不明	50	（11.6%）	59	（13.7%）	9	（2.1%）
全体	432	（100.0%）	432	（100.0%）	432	（100.0%）

(2) 発達障害者や難治性疾患患者の雇用促進のため期待する支援

発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進するために、どのような支援が必要か聞いたところ、「雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援」(52.0%)がもっと多く、続いて「社内での発達障害者や難治性疾患患者雇用に関する周知や理解促進」(43.6%)が多かった。

「その他」の自由記述としては、「企業がその病気に関して詳しい情報を持っていない。本人や業務の状況に合わせて個別に対応していく他ないと思う」、「医療機関との連携」、「社会がまだ対応しきれていないのに雇用ばかりが促進するのは不可能」といった記述があった。

「支援制度や情報提供が充実しても、雇いたいと思わない」と回答した事業所は68事業所(18.5%)であった。

<表 26> 発達障害者や難治性疾患患者雇用のため期待する支援(複数回答)

項目	発達障害・難病		精神障害者(再掲)	
	事業所数 (N=367)	(割合)	事業所数 (N=418)	(割合)
雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援	191	(52.0%)	199	(47.6%)
雇入れの際の助成制度の充実	123	(33.5%)	135	(32.3%)
雇用継続のための助成制度の充実	145	(39.5%)	148	(35.4%)
雇入れから雇用継続までの間の、外部からジョブコーチや介助者など人的支援の充実	146	(39.8%)	153	(36.6%)
雇入れから雇用継続までの間の、職場内での人的支援体制の助成制度の充実	120	(32.7%)	114	(27.3%)
社内での発達障害者や難治性疾患患者雇用に関する周知や理解促進	160	(43.6%)	186	(44.5%)
雇入れ予定の障害者個々の障害特性や雇用管理上の留意点に関する情報提供	145	(39.5%)	165	(39.5%)
雇用事例や障害特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供	142	(38.7%)	139	(33.3%)
現行の支援制度(※別紙参照)に関する情報提供	58	(15.8%)	70	(16.7%)
支援制度や情報提供が充実しても、雇いたいと思わない	68	(18.5%)	61	(14.6%)
その他	23	(6.3%)	40	(9.6%)

回答事業所の属性

1 従業員数と業種

回答があった 432 事業所の従業員規模と業種は表 1・2 のとおりであった。

<表 1> 回答事業所の従業員規模 (N=432)

項目	事業所数	(構成比)
9 人以下	67	(15.5%)
10～29 人	87	(20.1%)
30～55 人	68	(15.7%)
56～99 人	68	(15.7%)
100～299 人	61	(14.1%)
100～199 人	45	(10.4%)
200～299 人	16	(3.7%)
300～999 人	45	(10.4%)
1000 人以上	26	(6.0%)
無回答	10	(2.3%)
全体	432	(100.0%)

<表 2> 回答事業所の業種 (N=432)

項目	事業所数	(構成比)
農業、林業、漁業	2	(0.5%)
鉱業、建設業	31	(7.2%)
製造業	111	(25.7%)
a 食料品、飲料・たばこ	14	(3.2%)
b 繊維工業	1	(0.2%)
c 木材、家具、パルプ・家具、印刷	10	(2.3%)
d 化学工業、窯業・土石	11	(2.5%)
e 鉄鋼	5	(1.2%)
f 非鉄金属	2	(0.5%)
g 金属製品	11	(2.5%)
h 機械器具	27	(6.3%)
i その他	28	(6.5%)
j 不明	2	(0.5%)
電気・ガス・熱供給・水道業	3	(0.7%)
情報通信業	8	(1.9%)
運輸業、郵便業	33	(7.6%)
卸売業、小売業	44	(10.2%)
金融業、保険業	11	(2.5%)
不動産業、物品賃貸業	6	(1.4%)
学術研究、専門・技術サービス業	8	(1.9%)
宿泊業、飲食サービス業	14	(3.2%)
生活関連サービス業、娯楽業	7	(1.6%)
教育、学習支援業	10	(2.3%)
医療、福祉	70	(16.2%)
複合サービス事業	7	(1.6%)
その他サービス業	51	(11.8%)
不明	16	(3.7%)
全体	432	(100.0%)

2 企業の形態

回答事業所の企業の形態及び規模は、表 3・4 のとおりであった。また、事業所複数事業所の 263 事業所に、事業所数を聞いたところ、回答があった 235 事業所の平均事業所数は 22.1 所（最小値 1、最大値 800、分散 4452.09）であった。

<表 3> 企業の形態 (N=432)

項目	事業所数	(構成比)
1企業1事業所	163	(37.7%)
1企業複数事業所	263	(60.9%)
a 本社	185	(42.8%)
b 本社以外	65	(15.0%)
c 無回答	13	(3.0%)
その他	2	(0.5%)
無回答	4	(0.9%)
全体	432	(100.0%)

<表 4> 企業の規模 (N=432)

項目	事業所数	(構成比)
9 人以下	7	(2.7%)
10～29 人	19	(7.2%)
30～55 人	27	(10.3%)
56～99 人	42	(16.0%)
100～299 人	40	(15.2%)
300～999 人	50	(19.0%)
1000 人以上	66	(25.1%)
不明	12	(4.6%)
全体	263	(100.0%)

障害者の雇用に関する事業所アンケート

本アンケートは、「障害者雇用促進制度における障害者の範囲等の在り方に関する研究会」において、障害者の範囲等を検討するため、事業所における障害者の雇用の状況や今後の障害者雇用の方針等の基礎資料を得ることを目的に事業所アンケートを実施するものです。

いただいた回答は、すべて統計的に集計され、個人はもちろん個別の事業所の回答が判別されることはありません。また特定の事業所について分析したり公表をしたりすることはありませんので、ご理解の上、ぜひご協力下さいますようお願いいたします。

本アンケートを答えるに当たって、改めて本人に確認する必要はありません。

本アンケートで用いる用語の定義は、以下のとおりです。

- 常用労働者…1年以上継続して雇用される者（見込みを含みます）のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上の者。
- 身体障害者…身体障害者手帳の所持者
- 知的障害者…知的障害があると判定された者（療育手帳の所持者）
- 精神障害者…①精神障害者保健福祉手帳の所持者 又は ②統合失調症、そううつ病（そう病、うつ病を含む）、てんかんのいずれかの疾患を有し、主治医や産業医の診断書、意見書がある者
 - ・採用前精神障害者…採用時点ですでに精神障害者であって、会社としてそれを承知の上採用をした者
 - ・採用後精神障害者…採用後に精神障害者になったか、採用後に精神障害者であることを会社として知った者
- 発達障害者…上記の身体障害者、知的障害者、精神障害者に該当する方以外で、発達障害(*)を有する者で、何らかの雇用管理上の配慮が必要となっている者
- 難治性疾患患者…上記の身体障害者、知的障害者、精神障害者に該当する方以外で、いわゆる難病を有する者で、何らかの雇用管理上の配慮が必要となっている者

※本アンケートにおける「発達障害」とは、発達障害者支援法第二条第一項で定める「発達障害」を指します。

○発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2・3（略）

○発達障害者支援法施行令（平成17年政令第150号）

第1条 発達障害者支援法第2条第1項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

○発達障害者支援法施行規則（平成17年厚生労働省令第81号）

発達障害者支援法施行令第1条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。

I 事業所の属性

問1 貴事業所の規模、業種等についてお答え下さい。該当するものに○をつけて下さい。

(1) 貴事業所の従業員（常用労働者）数

※「常用労働者」の定義の詳細は、1 ページをご覧ください。

- 1 9人以下
- 2 10～29人
- 3 30～55人
- 4 56～99人
- 5 100～199人
- 6 200～299人
- 7 300～999人
- 8 1000人以上

(2) 企業の形態

- 1 1企業1事業所
- 2 1企業複数事業所
- 3 その他（具体的に

- ①事業所数はいくつありますか（事業所）

②貴事業所は本社事業所ですか

 - 1 本社
 - 2 本社以外

③企業全体の従業員（常用労働者）数は何人ですか

 - 1 9人以下
 - 2 10～29人
 - 3 30～55人
 - 4 56～99人
 - 5 100～199人
 - 6 200～299人
 - 7 300～999人
 - 8 1000人以上

(3) 貴事業所の主な業種

- 1 農業、林業、漁業
- 2 鉱業、建設業
- 3 製造業
- 4 電気・ガス・熱供給・水道業
- 5 情報通信業
- 6 運輸業、郵便業
- 7 卸売業、小売業
- 8 金融業、保険業
- 9 不動産業、物品賃貸業
- 10 学術研究、専門・技術サービス業
- 11 宿泊業、飲食サービス業
- 12 生活関連サービス業、娯楽業
- 13 教育、学習支援業
- 14 医療、福祉
- 15 複合サービス事業
- 16 その他サービス業
- 17 その他（具体的に

- a 食料品、飲料・たばこ
 - b 繊維工業
 - c 木材、家具、パルプ・家具、印刷
 - d 化学工業、窯業・土石
 - e 鉄鋼
 - f 非鉄金属
 - g 金属製品
 - h 機械器具
 - i その他

問2 貴事業所における平成23年12月1日現在の以下の障害者の雇用状況を教えて下さい。

(※各用語の定義の詳細は、1 ページをご覧ください。)

いずれかに○をつけ、現在雇用している場合は人数（常用労働者数）をご記入ください。

障害種別	雇用状況
①身体障害者	いる()人・現在はいないが過去はいた・現在も過去もない・不明
②知的障害者	いる()人・現在はいないが過去はいた・現在も過去もない・不明
③精神障害者	
A 採用前精神障害者	いる()人・現在はいないが過去はいた・現在も過去もない・不明
B 採用後精神障害者	いる()人・現在はいないが過去はいた・現在も過去もない・不明

精神障害者の雇用経験がない事業所（問 2 ③ A・B ともに「現在も過去もない」又は「不明」と回答した場合）は、問 5（5 ページ）に進んで下さい。

Ⅱ 精神障害者の雇用について

問 3 採用前精神障害者の雇用経験がある事業所（問 2 ③ A で、「いる」又は「現在はいないが過去はいた」と回答した場合）におたずねします。

（※採用前精神障害者の雇用経験がない場合は、問 4に進んで下さい。）

（1）精神障害者を雇い入れたときの主なきっかけは何でしたか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- 1 精神障害者が雇用率の算定対象になった（法定雇用率を達成するため）
- 2 事業拡大や人手不足のため雇入れの必要があった
- 3 ハローワークから紹介された
- 4 民間の職業紹介事業者等から紹介された
- 5 医療機関から頼まれた
- 6 支援機関から頼まれた
- 7 知り合いから頼まれた
- 8 必要な仕事ができそうなので雇い入れた
- 9 企業の社会的責任を果たすため
- 10 その他（具体的に

）

（2）精神障害者を雇い入れたときに、精神障害者であることを何によって確認しましたか。主なもの 1 つに○をつけて下さい。

- 1 精神障害者保健福祉手帳
- 2 主治医の診断・意見書
- 3 産業医の診断・意見書
- 4 1～3 以外の方法で確認（具体的に

）

問 4 精神障害者の雇用経験がある事業所（問 2 ③ A・B のいずれか又は両方で、「いる」又は「現在はいないが過去はいた」と回答した場合）におたずねします。

（1）雇用している（していた）精神障害者に対し、どのような雇用管理上の配慮を行っています（いました）か。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- 1 短時間勤務など勤務時間の配慮
- 2 休暇を取得しやすくする等休養への配慮
- 3 業務量への配慮
- 4 配置転換など配置についての配慮
- 5 作業環境、施設・設備・機器の改善
- 6 工程の単純化など職務内容への配慮
- 7 作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫
- 8 通院・服薬管理など医療上の配慮
- 9 業務遂行を援助する者の配置
- 10 職業生活に関する相談員の配置・委嘱
- 11 職場内における健康管理等の相談支援体制の確保
- 12 外部の支援機関との連携支援体制の確保
- 13 その他の配慮 ⇒具体的に（

）

- 14 特段の配慮を行っていない

(2) 精神障害者の職場定着、職場適応のための支援について協力を得ている（得ていた）のは、次の誰ですか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- 1 ハローワークの職員
- 2 地域障害者職業センターの職員
- 3 障害者就業・生活支援センターの職員
- 4 主治医
- 5 医療機関のソーシャルワーカー
- 6 社会福祉施設の指導員等
- 7 保健所や精神保健福祉センターの職員
- 8 産業医や産業保健スタッフ
- 9 家族
- 10 その他 ⇒具体的に()
- 11 どこからの支援も受けていない

(3) 貴事業所で精神障害者を雇用して良かったことは何ですか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- 1 社員の対人態度が柔らかくなった。
- 2 職場全体の雰囲気が良くなった
- 3 精神障害に対する従業員の理解が進んだ
- 4 精神障害者の働く姿勢に刺激を受けて、職場全体の意欲が向上した
- 5 会社としても精神障害者雇用のノウハウを学ぶことができた
- 6 その他 ⇒具体的に()
- 7 特にない

ここからは全事業所がお答え下さい。

問 5 精神障害者の職務遂行や職場適応についてお伺いします。次の項目ごとにそれぞれ当てはまる状況の一つ選んで○をつけて下さい。

☆精神障害者の雇用経験がある事業所（問 2 ③ A 又は B のいずれか又は両方で、「いる」又は「現在はいないが過去はいた」と回答した場合）においては、実際に貴事業所で仕事をしている（していた）場面における状況についてお答え下さい。

☆精神障害者の雇用経験がない事業所（問 2 ③ A・B ともに「現在も過去もいない」又は「不明」と回答した場合）については、仮に貴事業所で雇用した場合に予想される状況についてお答え下さい。

		問題ない	問題あり	個人差が大きい	わからない
職務遂行面	(1)基礎体力	1	2	3	4
	(2)持久力	1	2	3	4
	(3)手先の器用さ	1	2	3	4
	(4)動作の機敏さ	1	2	3	4
	(5)指示に対する理解力	1	2	3	4
	(6)職務への集中力	1	2	3	4
	(7)とっさの事態に対する判断力	1	2	3	4
	(8)職務遂行の正確さ	1	2	3	4
	(9)職務遂行の能率	1	2	3	4
職場適応面	(10)健康管理	1	2	3	4
	(11)症状の安定	1	2	3	4
	(12)精神的なタフさ	1	2	3	4
	(13)勤労意欲	1	2	3	4
	(14)出退勤等の労働習慣	1	2	3	4
	(15)円滑な人間関係	1	2	3	4
	(16)生活管理	1	2	3	4
	(17)総合的に見て	1	2	3	4

Ⅲ 今後の精神障害者雇用の方針

問 6 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の所持者に限る）については、平成 18 年度から障害者雇用率の算定対象になりました。その前後で精神障害者雇用に対する方針に変化はありましたか。それぞれあてはまるものを 1 つずつ選んで○を付けて下さい。

（1）平成 18 年度から精神障害者が雇用率の算定対象になったことを知っていましたか。

- 1 知っていた
- 2 知らなかった

（2）平成 18 年度以前の精神障害者の雇用の状況

- 1 雇用していた
- 2 雇用していなかった

（3）平成 18 年度以降の精神障害者の雇用方針の変化

- 1 積極的に雇用するようになった
- 2 特に雇用に関する方針は変わらない
- 3 その他 ⇒具体的に（

）

問 7 貴事業所における今後の精神障害者雇用の方針についてお伺いします。

（1）貴事業所では、今後の精神障害者の雇用についてどのようにお考えですか。

最もよくあてはまるものを 1 つだけ選んで○を付けて下さい。

- 1 積極的に精神障害者の雇用に取り組みたい
- 2 積極的に取り組みたいと思わないが、ある程度仕事のできそうな人が応募してくれば雇うかもしれない
- 3 精神障害者の雇用管理のことがよくわからず不安なので、雇いたくない
- 4 精神障害者は仕事ができなかったり職場になじむのが難しかったりすると思うので雇いたくない
- 5 過去に精神障害者を雇用したが、仕事ができなかったり職場にうまくなじめなかったりしたので、雇いたくない
- 6 その他 ⇒具体的に（
- 7 わからない

）

（2）精神障害者の雇用を促進するためには、どのような支援が必要だと思いますか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- 1 雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援
- 2 雇入れの際の助成制度の充実
- 3 雇用継続のための助成制度の充実
- 4 雇入れから雇用継続までの間の、外部からジョブコーチや介助者など人的支援の充実
- 5 雇入れから雇用継続までの間の、職場内での人的支援体制の助成制度の充実
- 6 社内での精神障害者の雇用に関する周知や理解促進
- 7 雇入れ予定の障害者個々の障害特性や雇用管理上の留意点に関する情報提供
- 8 雇用事例や障害特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供
- 9 現行の支援制度（※別紙参照）に関する情報提供
- 10 支援制度や情報提供が充実しても、雇いたいと思わない
- 11 その他 ⇒（

）

問8 精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる支援制度についてお答え下さい。

(1) 精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる次の支援制度はご存じですか。また、利用したことがありますか。次の項目ごとにそれぞれ当てはまる状況の一つ選んで○をつけて下さい。

(各支援制度の概要については、別紙をご参照下さい。)

	利用したことがある		利用したことはない			
	役に立った	役に立たなかった	知っており、今後利用したい	知っているが、利用する予定はない	知らなかったが、今後利用したい	知らず、利用する予定もない
1 ハローワークの専門スタッフによる支援(精神障害者雇用トータルサポーター等)	1	2	3	4	5	6
2 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金	1	2	3	4	5	6
3 精神障害者雇用安定奨励金	1	2	3	4	5	6
4 地域障害者職業センターで実施する雇入れや職場復帰のための支援	1	2	3	4	5	6
5 特定求職者雇用開発助成金	1	2	3	4	5	6
6 トライアル雇用奨励金	1	2	3	4	5	6
7 ジョブコーチ支援	1	2	3	4	5	6
8 職場支援従事者助成金	1	2	3	4	5	6
9 業務遂行援助者の配置(職場介助者等助成金)	1	2	3	4	5	6
10 9以外の障害者雇用納付金制度に基づく助成金(健康相談医師の委嘱等)	1	2	3	4	5	6
11 ハローワーク等が主催する精神障害者雇用促進に関するセミナーに参加	1	2	3	4	5	6
12 「精神障害者のための職場改善好事例集」等のガイドブックや事例集等	1	2	3	4	5	6

(2) 現在の支援制度の中で、改善した方がよい点等ありましたら、ご記入下さい。

(3) その他、精神障害者の雇入れや職場復帰の促進、雇用継続のために、期待する支援制度や外部の支援機関に求めること等があれば、ご記入下さい。

問 1 1 難治性疾患患者の雇用経験がある事業所（問 9 ②で「いる」又は「現在はいないが過去はいた」と回答した場合）にお伺いします。

(※難治性疾患患者の雇用経験がない場合は、問12に進んで下さい。)

(1) 雇用している（していた）難治性疾患患者の疾患名を把握している場合、お答え下さい。
当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- | | | |
|----|-----------------|---|
| 1 | 潰瘍性大腸炎 | |
| 2 | パーキンソン病関連疾患 | |
| 3 | 全身性エリテマトーデス病 | |
| 4 | 強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎 | |
| 5 | クローン病 | |
| 6 | 後縦靱帯骨化症 | |
| 7 | 網膜色素変性症 | |
| 8 | 脊髄小脳変性症 | |
| 9 | 特発性血小板減少性紫斑病 | |
| 10 | 特発性拡張型（うっ血型）心筋症 | |
| 11 | その他 ⇒具体的に（ | ） |
| 12 | 把握していない | |

(2) 雇用している（していた）難治性疾患患者に対し、どのような雇用管理上の配慮を行っています（いました）か。当てはまるものすべてに○をつけて下さい。

- 1 短時間勤務など勤務時間の配慮
- 2 休暇を取得しやすくする等休養への配慮
- 3 業務量への配慮
- 4 配置転換など配置についての配慮
- 5 作業環境、施設・設備・機器の改善
- 6 工程の単純化等職務内容への配慮
- 7 作業指示の明確化、指示書の視覚化など仕事の理解を助ける工夫
- 8 通院・服薬管理など医療上の配慮
- 9 業務遂行を援助する者の配置
- 10 職業生活に関する相談員の配置・委嘱
- 11 職場内における健康管理等の相談支援体制の確保
- 12 外部の支援機関との連携支援体制の確保
- 13 その他の配慮 ⇒具体的に（ ）
- 14 特段の配慮を行っていない

ここからは全事業所がお答え下さい。

問 1 2 貴事業所における今後の発達障害者や難治性疾患患者の雇用の方針についてお伺いします。

(1) 貴事業所では、今後の発達障害者や難治性疾患患者の雇用についてどのようにお考えですか。最も良くあてはまるものを1つだけ選んで○を付けて下さい。

		発達障害者	難治性疾患患者
1	積極的に雇用に取り組みたい	1	1
2	積極的に取り組みたいと思わないが、ある程度仕事の出来そうな人が応募してくれば雇うかもしれない	2	2
3	雇用管理のことがよくわからず不安なので、雇いたくない	3	3
4	仕事ができなかったり職場になじむのが難しかったりと思うので雇いたくない	4	4
5	過去に雇用したが、仕事ができなかったり職場に上手になじめなかったりしたので、雇いたくない	5	5
6	その他 ⇒ 具体的に()	6	6
7	わからない	7	7

(2) 発達障害者や難治性疾患患者の雇用を促進するためには、どのような支援が必要だと思いますか。当てはまるもの全てに○をつけて下さい。

- 1 雇入れから雇用継続まで一貫した外部の支援機関の助言・援助などの支援
- 2 雇入れの際の助成制度の充実
- 3 雇用継続のための助成制度の充実
- 4 雇入れから雇用継続までの間の、外部からジョブコーチや介助者など人的支援の充実
- 5 雇入れから雇用継続までの間の、職場内での人的支援体制の助成制度の充実
- 6 社内での発達障害者や難治性疾患患者の雇用に関する周知や理解促進
- 7 雇入れ予定の障害者個々の障害特性や雇用管理上の留意点に関する情報提供
- 8 雇用事例や障害特性・雇用管理上の留意点に関する情報提供
- 9 現行の支援制度（※別紙参照）に関する情報提供
- 10 支援制度や情報提供が充実しても、雇いたいと思わない
- 11 その他 ⇒()

V その他

問 1 3 障害者の雇用に関して、ご意見やご感想がありましたら自由に記入して下さい。

回答はここまでです。ご協力ありがとうございました。

精神障害者の雇入れや職場復帰にかかる主な支援制度

1 ハローワークの専門スタッフによる支援(精神障害者雇用トータルサポーター等)

福祉・教育等関係機関と連携した就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施するほか、精神障害の専門的知識を有する職員(精神障害者雇用トータルサポーター)をハローワークに配置し、精神障害者の求職者に対して専門的なカウンセリングや企業への啓発等の支援を実施。

2 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金

一定程度の期間をかけて段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す精神障害者等の雇用に取り組む事業主に対し、奨励金を支給。

3 精神障害者雇用安定奨励金

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。(平成 22 年 4 月～)

4 地域障害者職業センターで実施する雇入れや職場復帰のための支援

地域障害者職業センターの専任の精神障害者担当カウンセラーが、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る様々な支援ニーズに対して、総合的な支援を実施。(全国 47 センターで実施)

5 特定求職者雇用開発助成金

障害者をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、助成金を支給。

6 トライアル雇用奨励金

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所が、障害者を短期の試行雇用(トライアル雇用)の形で受け入れることにより、障害者雇用に取り組むきっかけをつくり、常用雇用への移行を目指す事業主に対し、奨励金を支給。

7 ジョブコーチ支援

職場への円滑な適応を図るため、職場にジョブコーチが出向いて、障害者及び事業主双方に対し、仕事の進め方やコミュニケーションなど職場で生じる様々な課題や職場の状況に応じて、課題の改善を図るための支援を実施。

8 職場支援従事者助成金

重度知的障害者又は精神障害者の方を、ハローワークの紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れ、事業所に職場支援従事者の配置を行う事業主に対し、助成金を支給。(平成 23 年 4 月～)

9 業務遂行援助者の配置(職場介助者等助成金)

重度知的障害者又は精神障害者の方を、継続して雇用する労働者として雇入れ、業務の遂行を援助する者を配置する事業主に対して、助成金を支給。(平成 23 年 3 月末で廃止)

10 9以外の障害者納付金制度に基づく助成金(健康相談医師の委嘱等)

精神障害者等を雇用する事業所において、健康相談医師の委嘱や職業コンサルタントの配置・委嘱等の取組を行う事業主に対し、助成金を支給。

障害者

身体障害、知的障害又は精神障害（以下「障害」と総称する。）があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者（法第2条第1号）

障害者雇用促進法の対象

身体障害者

障害者のうち、身体障害がある者であって別表（※1）に掲げる障害があるもの

（法第2条第2号）

知的障害者

障害者のうち、知的障害がある者であって省令（※2）で定めるもの

（法第2条第4号）

※知的障害者更生相談所等により知的障害があると判定された者

精神障害者

障害者のうち、精神障害がある者であって省令（※3）で定めるもの（法第2条第6号）

※次に掲げる者であって、症状が安定し、就労が可能な状態にあるもの

精神障害者保健福祉手帳所持者

- ①統合失調症
- ②そううつ病(そう病・うつ病を含む)
- ③てんかん

※①～③の手帳所持者を除く。

その他

障害者のうち、左記に該当しない者

- ・発達障害者
- ・難治性疾患患者等

雇用義務の対象

事業主は、…その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数以上であるようにしなければならない。

（法第43条第1項）

実雇用率算定の対象

（雇用義務等に係る規定の精神障害者である労働者についての適用に関する特例）

事業主が精神障害者である労働者を雇用しているときにおける同項（第43条第1項）の規定の適用については、…当該事業主が…当該精神障害者である労働者の数に相当する数の身体障害者又は知的障害者である労働者を雇い入れたものとみなす。

（法第71条第1項）

※当該規定における「精神障害者」は、法第69条の規定により「精神障害者保健福祉手帳所持者」に限定している。

(※1) 障害者雇用促進法 別表

- 一 次に掲げる視覚障害で永続するもの
 - イ 両眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異状がある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
 - ロ 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
 - ハ 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
 - ニ 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの
- 二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で永続するもの
 - イ 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
 - ロ 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
 - ハ 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
 - ニ 平衡機能の著しい障害
- 三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
 - イ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
 - ロ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの
- 四 次に掲げる肢体不自由
 - イ 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で永続するもの
 - ロ 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
 - ハ 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
 - ニ 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
 - ホ 両下肢のすべての指を欠くもの
 - ヘ イからホまでに掲げるもののほか、その程度がイからホまでに掲げる障害の程度以上であると認められる障害
- 五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

障害者雇用促進法施行令

（法別表第五号の政令で定める障害）

第二十七条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害
- 二 小腸の機能の障害
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- 四 肝臓の機能の障害

(※2) 障害者雇用促進法施行規則

（知的障害者）

第1条の2 法第2条第4号の厚生労働省令で定める知的障害がある者（以下「知的障害者」という。）は、児童相談所、知的障害者福祉法第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は法第19条の障害者職業センター（次条において「知的障害者判定機関」という。）により知的障害があると判定された者とする。

(※3) 障害者雇用促進法施行規則

（精神障害者）

第1条の4 法第2条第6号の厚生労働省令で定める精神障害がある者（以下「精神障害者」という。）は、次に掲げる者であつて、症状が安定し、就労が可能な状態にあるものとする。

- 一 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 二 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）又はてんかんにかかっている者（前号に掲げる者に該当する者を除く。）

＜参考＞重度身体障害者・重度知的障害者の範囲

1. 重度身体障害者

障害者雇用促進法

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

重度身体障害者 身体障害者のうち、身体障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

障害者雇用促進法施行規則

（重度身体障害者）

第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第二条第三号の厚生労働省令で定める身体障害の程度が重い者は、別表第一に掲げる身体障害がある者とする。

別表第一（第一条、第二十条の二、第二十条の二の四、第二十条の四関係）

一 次に掲げる視覚障害で永続するもの

イ 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力によつて測つたものをいう。）の和が〇・〇四以下のもの

ロ 両眼の視野がそれぞれ一〇度以内で、かつ、両眼による視野についての視能率による損失率が九五パーセント以上のもの

二 次に掲げる聴覚の障害で永続するもの両耳の聴力レベルがそれぞれ一〇〇デシベル以上のもの

三 次に掲げる肢体不自由

イ 両上肢の機能の著しい障害で永続するもの

ロ 両上肢のすべての指を欠くもの

ハ 一上肢を上腕の二分の一以上で欠くもの

ニ 一上肢の機能を全廃したもの

ホ 両下肢の機能の著しい障害で永続するもの

ヘ 両下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの

ト 体幹の機能の障害で永続するものにより坐位又は起立位を保つことが困難なもの

チ 体幹の機能の障害で永続するものにより立ち上がることが困難なもの

リ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による上肢の機能の障害で、不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの

ヌ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能の障害で、不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

四 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害で、永続し、かつ、自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活が極度に制限されるもの又は肝臓の機能の障害で、永続し、かつ、日常生活活動が極度に制限されるもの

五 前各号に掲げるもののほか、その程度が前各号に掲げる身体障害の程度以上であると認められる身体障害

2. 重度知的障害者

障害者雇用促進法

（用語の意義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる重度知的障害者知的障害者のうち、知的障害の程度が重い者であつて厚生労働省令で定めるものをいう。

障害者雇用促進法施行規則

（重度知的障害者）

第一条の三 法第二条第五号の厚生労働省令で定める知的障害の程度が重い者は、知的障害者判定機関により知的障害の程度が重いと判定された者とする。

障害種別にみた障害者雇用支援施策の適用範囲

		身体障害者	知的障害者	精神障害者		その他			
				(手帳所持)	(3疾患)	(発達)	(難病)	(その他)	
障害者雇用促進法	公共職業安定所								
	職業指導等、就職後の助言及び指導	○	○	○	○	○	○	○	
	求人の開拓等、求人者の指導等、事業主に対する助言及び指導	○	○	○	○	○	○	○	
	適応訓練	○	○	○	○	×	×	×	
	解雇の届出	○	○	○	×	×	×	×	
	障害者職業センター								
	障害者に対する職業評価、職業準備訓練等及び事業主に対する雇用管理の助言	○	○	○	○	○	○	○	
	職場適応援助者による援助等	○	○	○	○	○	○	○	
	総合センターにおける調査研究	○	○	○	○	○	○	○	
	障害者就業・生活支援センター	○	○	○	○	○	○	○	
	雇用率制度								
	雇用義務	○	○	×	×	×	×	×	
	実雇用率へのカウント、雇入れ計画	○	○	○	×	×	×	×	
	障害者雇用納付金制度に基づく措置								
	調整金、報奨金、特例調整金、特例報奨金	○	○	○	×	×	×	×	
	研究・調査・講習、啓発	○	○	○	○	○	○	○	
	障害者雇用納付金制度に基づく助成金								
	障害者作業施設(福祉施設)設置等助成金	○	○	○	○	×	×	×	
	障害者介助等助成金	※各障害特性(例:聴覚、視覚等)に応じて適用範囲を規定					×	×	×
	職場適応援助者助成金第1号	○	○	○	○	○	△※	△※	
職場適応援助者助成金第2号	○	○	○	○	○	×	×		
障害者能力開発助成金	○	○	○	○	×	×	×		
	※その他職場適応援助者による援助が特に必要であると機構が認める者								
その他	主な助成金制度								
	トライアル雇用奨励金	○	○	○	○	○	○	○	
	特定求職者雇用開発助成金	○	○	○	○	×	×	×	
	発達障害者雇用開発助成金	×	×	×	×	○	×	×	
	難治性疾患患者雇用開発助成金	×	×	×	×	×	○	×	
	障害者職業能力開発校等(公共職業訓練)								
	施設内訓練	○	○	○	○	△※	△※	△※	
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練	○	○	○	○	△※	△※	△※	
	※受講推薦のみ、訓練手当は支給なし								

精神障害者の雇用を取り巻く状況

1. 精神障害者数

(1) 精神疾患患者数（別添 1）

全国の医療施設を利用する患者を対象とした「患者調査」によると、精神疾患患者数(外来)は平成 17 年 267.5 万人、平成 20 年 290.1 万人と増加した。また、傷病分類別に見ると、「気分（感情）障害（躁うつ病を含む）」が最も大きい割合（34.9%、平成 20 年）を占めている。

(2) 精神障害者保健福祉手帳の交付数（別添 2）

精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加しており、平成 18 年度 404,883 人から平成 22 年度 594,504 人と 1.5 倍に増加した。

2. 精神障害者の雇用状況

(1) ハローワークにおける職業紹介状況（別添 3）

ハローワークにおける精神障害者の新規求職申込件数は年々増加しており、平成 18 年度 18,918 件から平成 23 年度 48,777 件と 2.6 倍となった。障害者全体の新規求職申込件数に占める割合は、18.3%から 32.9%と増加した。

また、就職件数については、平成 18 年度 6,789 件から平成 23 年度 18,845 件と 2.8 倍となった。障害者全体の就職件数に占める割合は、15.3%から 31.7%と増加した。

(2) 障害者雇用状況報告（別添 4）

毎年 6 月 1 日現在の従業員 56 人以上企業で雇用されている障害者の雇用状況報告によると、初めて報告の対象となった平成 18 年の精神障害者の雇用障害者数は 1,917.5 人であったが、平成 23 年の精神障害者の雇用障害者数は 13,024.0 人と 5 年間で 6.8 倍となった。

(3) 障害者雇用実態調査

従業員 5 人以上の事業所を対象にして 5 年に 1 度実施されている障害者雇用実態調査の平成 20 年の調査結果（回答事業所（5,511 社）によると、精神障害者を雇用している事業所の産業別では、「医療・福祉」で 35.0%と最も多く雇用されており、次いで「製造業」が 26.7%であった。雇用されている精神障害者の職業別では、「専門的、技術的の職業」が 40.2%と最も多く、次いで「サービスの職業」が 22.1%、「生産工程・労務の職業」が 21.4%であった。

精神障害者であることの確認方法としては、事業所が精神障害者保健福祉手帳により確認している者が 45.6%、医師の診断等により確認している者が 53.6%であった。障害者になった時点別にみると、事業所の採用前が 64.3%、採用後が 32.9%であった。

雇用されている精神障害者の週所定労働時間をみると、通常（30 時間以上）が 73.1%と最も多く、次いで 20 時間以上 30 時間未満が 24.8%であった。また、1 ヶ月の平均賃金は、12 万 9 千円であり、週所定労働時間別にみると、通常（30 時間以上）の者が 15 万 7 千円、20 時間以上 30 時間未満の者が 5 万 9 千円、20 時間未満の者が 2 万 4 千円であった。

雇用されている精神障害者の平均勤続年数は 6 年 4 月であった。

3. 精神障害者の雇用支援策の変遷（別添5，6）

精神障害者の雇用支援策については、昭和60年代に職業リハビリテーションサービスの対象とされて以来、順次、障害者雇用促進法等に基づく施策の適用がされてきている。

平成14年の障害者雇用促進法の改正により、精神障害者についても、身体障害者、知的障害者と並んで同法上にその定義が規定された。また、障害者就業・生活支援センター事業や地域障害者職業センターによる職場適応援助（ジョブコーチ）事業も法律上位置づけられ、精神障害者の特性を踏まえた支援が展開されている。

平成17年の法改正により、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の所持者）の実雇用率の算定特例がされるようになった。また、地域障害者職業センターにおいて精神障害者総合雇用支援が開始され、うつ病等で休職し、職場復帰を目指す者を対象にしたリワーク支援プログラムが開始された。

平成20年度からは、ハローワークにカウンセリングスキルの高い精神保健福祉士等の資格を有する精神障害者就職サポーターが配置され、平成23年度には、従来のカウンセリング等の業務に加え、企業の意識啓発等の事業主への働きかけを行う「精神障害者雇用トータルサポーター」に改称・拡充された。

また、精神障害者の障害特性を踏まえ、一定程度の期間をかけて、段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」が創設され、平成22年度には精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対する「精神障害者雇用安定奨励金」、平成23年度には「職場支援従事者配置助成金」が創設された。

4. 地域の就労支援機関の状況（別添6）

（1）障害者就業・生活支援センターの状況

障害者就業・生活支援センターは、平成18年度は110センターであったところ、平成23年度は313センターに増加した。同センターを利用する精神障害者数は、平成18年度4,654人から平成23年度26,718人となっており、1センター当たりの精神障害者数も、42.3人から85.4人に増加した。

（2）地域障害者職業センターの状況

全国の地域障害者職業センター（47カ所＋5支所）における精神障害者の利用者は、平成18年度5,620人（21.5%）から平成23年度10,278人（33.3%）と増加した。

平成17年10月から「精神障害者総合雇用支援」を開始し、精神障害者及び事業主に対して、主治医との連携のもとで、雇用促進・職場復帰・雇用継続のための専門的な支援を行っている。

5. 就労支援・雇用管理ノウハウの普及・啓発（別添7）

（1）精神障害者雇用促進モデル事業

精神障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に、雇用促進のための取組を委託し、ノウハウを構築するモデル事業が実施された（平成21～22年度、10企業）。

平成23年度からその成果を普及する啓発事業が実施されており、本モデル事業の取組状況を紹介する「精神障害者とともに働く～厚生労働省モデル事業

参加企業の取り組み」の作成、モデル事業ブロック別セミナーの開催（全国6カ所）が実施され、精神障害者の雇用管理ノウハウの蓄積・普及に努めている。

（2）働く障害者からのメッセージ発信事業（精神障害者分）

働く障害者からのメッセージ発信事業は、平成11年度から一部見直しを含め実施されており、企業などで就労している精神障害者からのメッセージ等を伝えるブロック別セミナーが開催されている。平成23年度は5箇所で開催され、計1,285人の参加があった。

（3）高齢・障害・求職者雇用支援機構作成マニュアル・ガイドブック

高齢・障害・求職者雇用支援機構では、精神障害者の雇用促進に向けた技法や調査研究の成果をガイドブック等にまとめ、企業等に配付し、就労支援・雇用管理ノウハウの普及が図られている。

- ・精神障害者雇用管理マニュアル(平成7年3月初版、平成18年3月、平成23年3月改訂)
- ・精神障害者のための職場改善好事例集ー平成21年度障害者雇用職場改善好事例集の入賞事例からー(平成22年1月)
- ・コミック版障害者雇用マニュアル 精神障害者と働く(平成19年3月)
- ・精神障害者相談窓口ガイドブック(平成11年度初版、平成21年3月全面改訂)
- ・精神障害者雇用管理ガイドブック(平成24年2月)

(別添5)精神障害者に対する雇用支援策の変遷

[illegible]

(別添6) 精神障害者の雇用を取り巻く状況の変化

ハローワークなどにおける支援、助成金等の精神障害者の雇用促進のための施策メニュー（裏面参照）は、平成4年が5、平成14年が12、平成24年には21と着実に充実し、主な支援施策の実績は大幅に増加。

◎ 主な支援施策の実績 ◎

主な支援施策	平成14年度	平成18年度	平成23年度
①ハローワークにおける就職件数	1,890件	6,739件	18,845件
（企業における雇用者数（障害者雇用状況報告））		1,917.5	13,024.0
②障害者就業・生活支援センターの登録者数	499人	4,654人	26,718人
③地域障害者職業センターの利用者数	2,498人	5,620人	10,278人
④特定求職者雇用開発助成金の支給件数	—	1,955件 (H19)	6,736件
⑤トライアル雇用の雇用開始者数	188人	973人	2,830人
⑥精神障害者雇用トータルサポーターの新規対象者数		4,292人 (H20)	9,732人
⑦精神障害者等ステップアップ雇用奨励金の雇用開始者数		173人 (H20)	327人
⑧地域障害者職業センターのジョブコーチ支援対象者数	163人	574人	736人
⑨地域障害者職業センターにおけるリワーク支援の対象者数		509人	1,953人
⑩医療機関等との連携による精神障害者等のジョブガイダンス事業の延べ対象者数		1,017人	1,779人

※それぞれ精神障害者の実績のみの数字を計上

(別添7) 精神障害者の雇用への理解促進のための周知・啓発の状況

働く障害者からのメッセージ発信事業

平成11年度から、一部見直しを含め実施しており、企業などで就労している精神障害者からのメッセージ等を伝えるセミナーをブロック別で実施。

【平成23年度のセミナー開催状況】

開催場所： 埼玉、東京、山梨、三重、鹿児島

参加者： 計1,285人

精神障害者雇用促進モデル事業

精神障害者の雇用の経験やノウハウが十分でない企業に、雇用促進のための取組を委託し、ノウハウを構築するモデル事業を実施(平成21～22年度)。平成23年度からその成果を普及する啓発事業を実施。

【実績】

- モデル事業の実施(平成21～22年度)

新規雇用者数： 10企業で68名

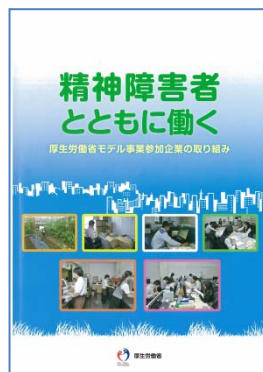
- 成果発表会を開催(平成23年2月)

参加者： 約250人

- 事例集(右参照)の作成(平成23年度) 部数： 1,450部

- モデル事業ブロック別セミナーを6箇所で開催(平成23年度～)

参加者： 計1,364人



高齢・障害・求職者雇用支援機構による マニュアル・ガイドブック

精神障害者の雇用促進に向けた技法や調査研究の成果をガイドブック等にまとめ、企業等に配付し、就労支援・雇用管理ノウハウの普及を図っている。

- ①精神障害者雇用管理マニュアル(平成7年3月初版、平成23年3月改訂) 部数： 30,500部
- ②精神障害者のための職場改善好事例集—平成21年度障害者雇用職場改善好事例集の入賞事例から—(平成22年1月) 部数： 10,000部
- ③コミック版障害者雇用マニュアル 精神障害者と働く(平成19年3月) 部数： 20,000部
- ④精神障害者相談窓口ガイドブック(平成11年度初版、平成21年3月改訂) 部数： 7,500部
- ⑤精神障害者雇用管理ガイドブック(平成24年2月) 部数： 10,000部



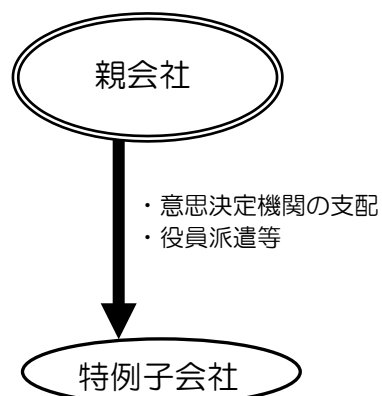
「特例子会社」制度の概要

障害者雇用率制度においては、障害者の雇用機会の確保（法定雇用率＝1.8％）は個々の事業主（企業）ごとに義務づけられている。

一方、障害者の雇用の促進及び安定を図るため、事業主が障害者の雇用に特別の配慮をした子会社を設立し、一定の要件を満たす場合には、特例としてその子会社に雇用されている労働者を親会社に雇用されているものとみなして、実雇用率を算定できることとしている。

また、特例子会社を持つ親会社については、関係する子会社も含め、企業グループによる実雇用率算定を可能としている。

〔特例子会社制度〕

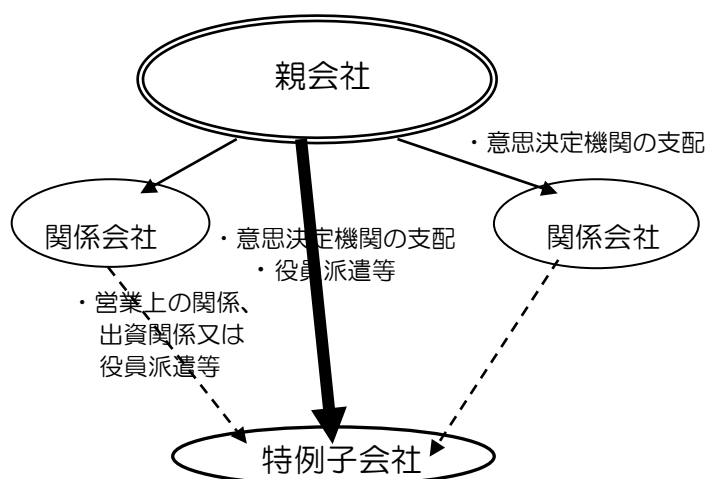


→ 特例子会社を親会社に合算して実雇用率を算定

平成24年3月末現在 340社

〔グループ適用〕

（平成14年10月から施行）



→ 関係会社を含め、グループ全体を親会社に合算して実雇用率を算定

平成24年3月末現在 155グループ

○ 特例子会社認定の要件

(1) 親会社の要件

- 親会社が、当該子会社の意思決定機関（株主総会等）を支配していること。
（具体的には、子会社の議決権の過半数を有すること等）

(2) 子会社の要件

- ① 親会社との人的関係が緊密であること。（具体的には、親会社からの役員派遣等）
- ② 雇用される障害者が5人以上で、全従業員に占める割合が20%以上であること。
また、雇用される障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であること。
- ③ 障害者の雇用管理を適正に行うに足りる能力を有していること。
（具体的には、障害者のための施設の改善、専任の指導員の配置等）
- ④ その他、障害者の雇用の促進及び安定が確実に達成されると認められること。

○ 特例子会社によるメリット

(1) 事業主にとってのメリット

- 障害の特性に配慮した仕事の確保・職場環境の整備が容易となり、これにより障害者の能力を十分に引き出すことができる。
- 職場定着率が高まり、生産性の向上が期待できる。
- 障害者の受け入れに当たっての設備投資を集中化できる。
- 親会社と異なる労働条件の設定が可能となり、弾力的な雇用管理が可能となる。

(2) 障害者にとってのメリット

- 特例子会社の設立により、雇用機会の拡大が図られる。
- 障害者に配慮された職場環境の中で、個々人の能力を発揮する機会が確保される。

○ 特例子会社における雇用状況（各年6月1日現在）

	15.6.1	16.6.1	17.6.1	18.6.1	19.6.1	20.6.1	21.6.1	22.6.1	23.6.1
特例子会社数	129	153	174	195	219	242	265	283	319
障害者数 (重度ダブルカウント)	5,760	6,861	7,838	9,109	10,509.5	11,960.5	13,306.0	14,562.5	16,429.5
うち身体	4,425	5,078	5,629	6,127	6,639	7,107	7,470	7,752	8,168.5
うち知的	1,335	1,783	2,209	2,932	3,721	4,612	5,478	6,356	7,594.5
うち精神	－	－	－	50.0	149.5	241.5	358.0	454.5	666.5
障害者数 (実人員)	(3,491)	(4,186)	(4,853)	(5,695)	(6,650)	(7,679)	(8,635)	(9,516)	(10,883)

他の主な法律における障害者等の定義

1. 障害者

○障害者の権利に関する条約（政府仮訳）抄

第一条 目的（抄）

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な障害を有する者であって、様々な障壁との相互作用により他の者と平等に社会に完全かつ効果的に参加することを妨げられることのあるものを含む。

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

（定義）

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうちに規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第五条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成十六年法律第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害第百六十七号）第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病）のうち十八歳以上である者をいう。その他の特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であつて十八歳以上であるものをいう。

2～4 （略）

○所得税法（昭和40年法律第33号）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 二十八 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

○所得税法施行令（昭和40年政令第96号）

（障害者及び特別障害者の範囲）

第十条 法第2条第1項第28号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により知的障害者とされた者
- 二 前号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されている者
- 四 前三号に掲げる者のほか、戦傷病者特別援護法第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者

- 五 前二号に掲げる者のほか、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- 六 前各号に掲げる者のほか、常に就床を要し、複雑な介護を要する者
- 七 前各号に掲げる者のほか、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の者で、その障害の程度が第1号又は第3号に掲げる者に準ずるものとして市町村長又は特別区の区長の認定を受けている者

○租税特別措置法（昭和32年法律第26号）

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）

第十三条（略）

3 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

○租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却）

第六条の六（略）

3 法第13条第3項第1号に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 児童相談所、知的障害者福祉法第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第1項に規定する精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律第19条第1項に規定する障害者職業センターの判定により知的障害者とされた者
- 二 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第6号に規定する精神障害者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- 三 所得税法施行令第10条第1項第3号から第5号まで及び第7号に掲げる者

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 高齢者、障害者等 高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受けるもののその他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をいう。

○災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）

（災害障害見舞金の支給）

第八条 市町村は、条例の定めるところにより、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に別表に掲げる程度の障害がある住民（次項において「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うことができる。

別表（第八条関係）

- 一 両眼が失明したもの
- 二 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- 三 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 四 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 五 両上肢をひじ関節以上で失つたもの
- 六 両上肢の用を全廃したもの
- 七 両下肢をひざ関節以上で失つたもの
- 八 両下肢の用を全廃したもの
- 九 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(参考：障害児)

○児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第四条（略）

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

2. 身体障害者

○身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）

（身体障害者）

第四条 この法律において、「身体障害者」とは、別表に掲げる身体上の障害がある18歳以上の者であつて、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう。

別表（第四条、第十五条、第十六条関係）

一 次に掲げる視覚障害で、永続するもの

- 1 両眼の視力（万国式試視力表によつて測つたものをいい、屈折異常がある者については、矯正視力について測つたものをいう。以下同じ。）がそれぞれ0.1以下のもの
- 2 一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの
- 3 両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの
- 4 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの

二 次に掲げる聴覚又は平衡機能の障害で、永続するもの

- 1 両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの
- 2 一耳の聴力レベルが90デシベル以上、他耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの
- 3 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
- 4 平衡機能の著しい障害

三 次に掲げる音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害

- 1 音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
- 2 音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害で、永続するもの

四 次に掲げる肢体不自由

- 1 一上肢、一下肢又は体幹の機能の著しい障害で、永続するもの
- 2 一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの又はひとさし指を含めて一上肢の二指以上をそれぞれ第一指骨間関節以上で欠くもの
- 3 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの
- 4 両下肢のすべての指を欠くもの
- 5 一上肢のおや指の機能の著しい障害又はひとさし指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障害で、永続するもの
- 6 1から5までに掲げるもののほか、その程度が1から5までに掲げる障害の程度以上であると認められる障害

五 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの

○身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）

（政令で定める障害）

第三十六条 法別表第5号に規定する政令で定める障害は、次に掲げる機能の障害とする。

- 一 ぼうこう又は直腸の機能
- 二 小腸の機能
- 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能
- 四 肝臓の機能

3. 知的障害者

※他の法律において「知的障害者」を定義しているものはない。

○「療育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日発児第 156 号厚生事務次官通知）

（別紙）

療育手帳制度要綱

第二 交付対象者

手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者（以下「知的障害者」という。）に対して交付する。

4. 精神障害者

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）

（定義）

第五条 この法律で「精神障害者」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

5. 発達障害者

○発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）

（定義）

第二条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

3 この法律において「発達支援」とは、発達障害者に対し、その心理機能の適正な発達を支援し、及び円滑な社会生活を促進するため行う発達障害の特性に対応した医療的、福祉的及び教育的援助をいう。

○発達障害者支援法施行令（平成 17 年政令第 150 号）

（発達障害の定義）

第一条 発達障害者支援法第 2 条第 1 項の政令で定める障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害その他厚生労働省令で定める障害とする。

○発達障害者支援法施行規則（平成 17 年厚生労働省令第 81 号）

発達障害者支援法施行令第 1 条の厚生労働省令で定める障害は、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、言語の障害及び協調運動の障害を除く。）とする。